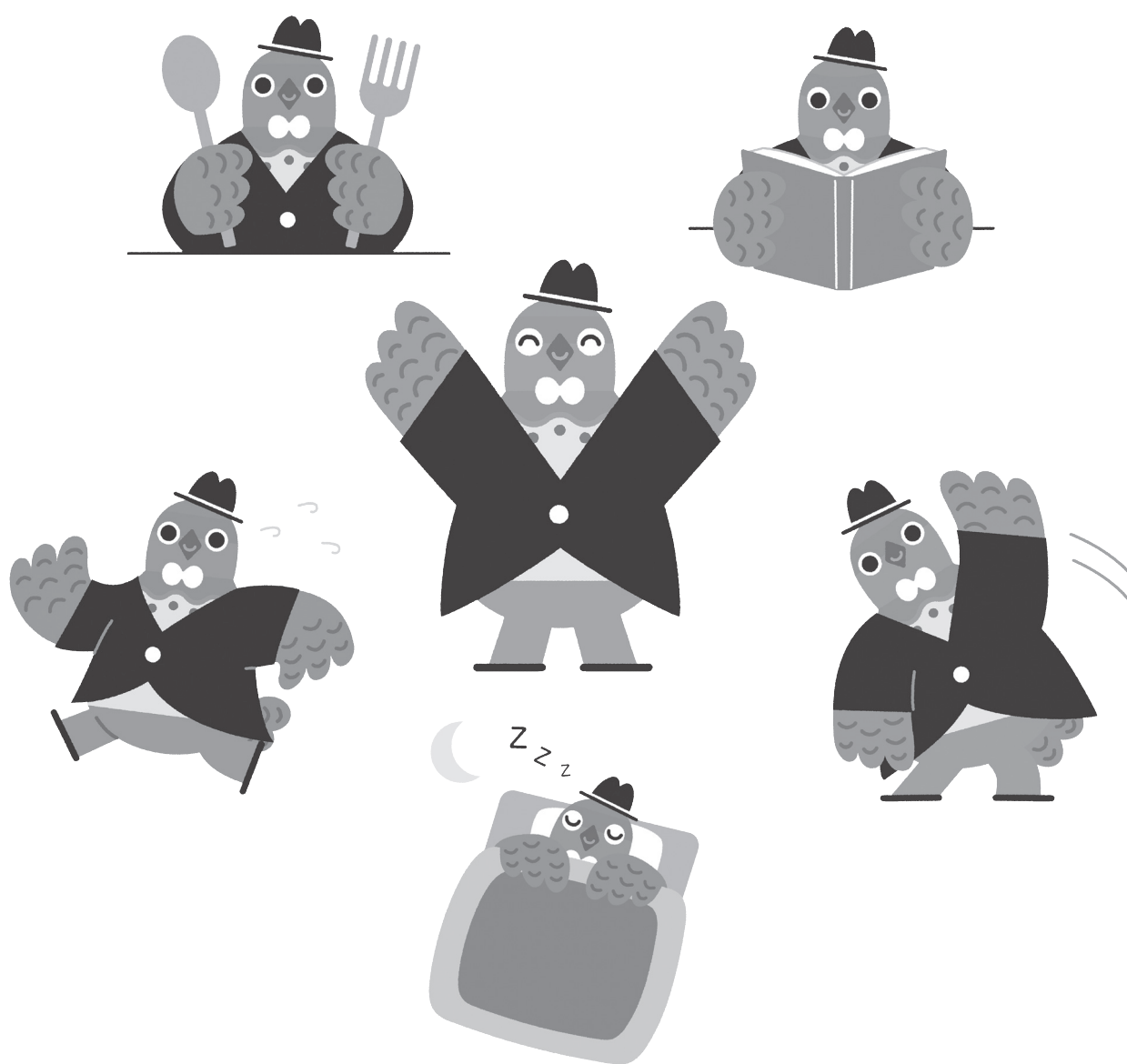


第3期

守谷市子ども・子育て支援事業計画

《令和7年度～令和11年度》



令和7年3月
守谷市

はじめに

私が常に念頭に置いているのは、少子高齢化時代を迎えた我が国の中で、市民の皆様一人ひとりの「幸せに暮らしたい」という希望をかなえるために、未来を見据え、行政は今、何をすべきかということです。

本市においては、子どもたちの明るく健やかな成長と、誰もが安心して子育てができる環境を整えることは、未来を担う世代への大切な責務であり、地域全体の発展にもつながる重要な課題として捉え、「子育て王国もりや」の実現を掲げています。

この度、子育て支援施策を具体的かつ総合的に推進するため、第2期守谷市子ども・子育て支援事業計画に続き、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期守谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画では、これまで進めてきた取り組みを発展的に継承するとともに子育て世代のニーズに応じた多様な支援策を盛り込み、誰もが安心して子育てに専念できるよう、保育の質の向上や新たな子育て支援施策に取り組んでまいります。

しかし、計画の実現には、市民の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。私たちは、皆様からの貴重なご意見やご要望を大切にしながら、より良い子育て環境の整備に努め、「子育て王国もりや」を実現し、皆様が幸せに暮らせる未来へつないでまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました守谷市保健福祉審議会委員の皆様、守谷市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査及びパブリック・コメント等にご協力いただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。



令和7年3月

守谷市長 松丸 修久

目 次

第1部 計画策定にあたって	1
第1章 計画の基本的性格	3
1 計画策定の背景・趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
5 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）	7
第2章 計画の基本的考え方	9
1 計画の基本理念	9
2 基本的視点	10
3 本計画における施策と主な取組	11
第2部 守谷市における子ども・子育て支援の現状	19
第1章 子どもと家庭を取り巻く現状	21
1 守谷市の人口・世帯の状況	21
2 守谷市の子育て家庭を取り巻く現状.....	28
第2章 子ども・子育て支援事業の現状	32
1 教育・保育サービス利用の現状	32
第3章 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果.....	36
1 調査実施の概要	36
2 調査結果（一部抜粋）	37
第3部 守谷市子ども・子育て支援事業計画の概要	43
第1章 制度の概要	45
1 制度の全体像	45
2 保育認定について	50
第2章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計.....	52
1 推計の手順	52
2 家庭類型（現状・潜在）	53
3 施設型給付・地域型保育給付の展開に当たっての考え方.....	55
4 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	56
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み.....	57
第4部 施設型・地域型保育給付等事業計画	59
第1章 施設型給付・地域型保育給付	61
1 1号認定（3歳～5歳：教育ニーズ）	61
2 2号認定（3歳～5歳：保育ニーズ）	62
3 3号認定（0歳～2歳：保育ニーズ）	63

第5部 地域子ども・子育て支援事業計画	65
第1章 相談支援	67
1 利用者支援事業	67
2 地域子育て支援拠点事業	69
第2章 訪問系事業	71
1 乳児家庭全戸訪問事業	71
2 養育支援訪問事業	72
3 子育て世帯訪問支援事業	73
第3章 通所系事業	74
1 子育て短期支援事業（ショートステイ）	74
2 一時預かり事業	75
3 延長保育事業	78
4 病児・病後児保育事業	80
5 放課後子ども総合プラン	81
第4章 その他の事業	84
1 ファミリー・サポート・センター事業（就学児）	84
2 妊産婦一般健康診査事業	86
3 産後ケア事業	87
4 親子関係形成支援事業	89
5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	90
6 実費徴収に係る補足給付を行う事業	91
7 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	91
8 妊婦等包括相談支援事業	91
9 児童育成支援拠点事業	91
第6部 計画の推進体制	93
第1章 計画の推進体制	95
1 計画の推進	95
2 計画の進行管理	95
付属資料	97
1 守谷市保健福祉審議会委員名簿	99
2 守谷市保健福祉審議会子ども・子育て分科会委員名簿	100
3 守谷市子ども・子育て支援事業計画策定経過	101
4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）	102
5 用語集	103

第 1 部 計画策定にあたって

第1章 計画の基本的性格

1 計画策定の背景・趣旨

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母やご近所など身近な人からの子育ての支援を得にくい状況となる中、就労する既婚女性の割合は増加を続けており、子育てを社会が支援することの必要性和重要性は、これまで以上に高まっています。

このような子どもや子育てをめぐる社会的背景のもと国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の学校教育保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。

その後、国では、平成30年9月に次代を担う人材を育成し加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から厚生労働省と文部科学省の連携のもと「新・放課後子ども総合プラン」を策定し全ての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標を設定しました。また「新しい経済政策パッケージ」「骨太の方針2018」を踏まえ子育て世帯の負担感を和らげ少子化対策につなげるための幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から始まりました。

令和5年4月には「こども基本法」が施行、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、ライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援していくことを方針に掲げ施策に取り組んでいくこととされています。

守谷市（以下、本市）では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」を令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期守谷市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第2期計画）として策定し、教育・保育施設の整備や地域子ども・子育て支援事業の実施などを計画的に進めてきました。

本計画は令和2年度から取り組んできた第2期計画が令和6年度で終了することに伴い、法律や国の方針に基づいて、今後5年間の子ども・子育て支援施策に取り組むべき事項を定めるものです。本計画を策定することにより関連する計画との整合性や調和を図りながら柔軟で総合的な子ども・子育て支援の充実に努めてまいります。

2 計画の位置づけ

（１）法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。策定に当たっては、子ども・子育て支援法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

<参考> 計画策定の根拠となる法律

【子ども・子育て支援法】

（基本理念）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ「市町村子ども・子育て支援事業計画」だけの枠組みにとらわれない、幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり「守谷市次世代育成支援対策行動計画」（前期計画・後期計画の理念等を継承する計画）として策定します。

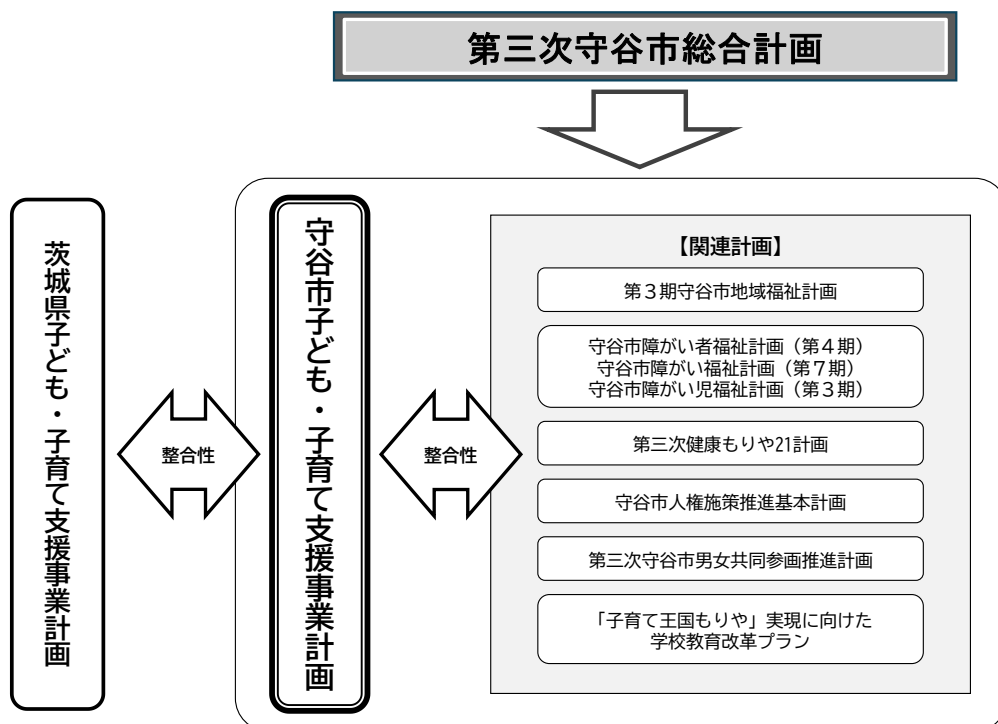
【次世代育成支援対策推進法】

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

（２）関連計画との位置付け

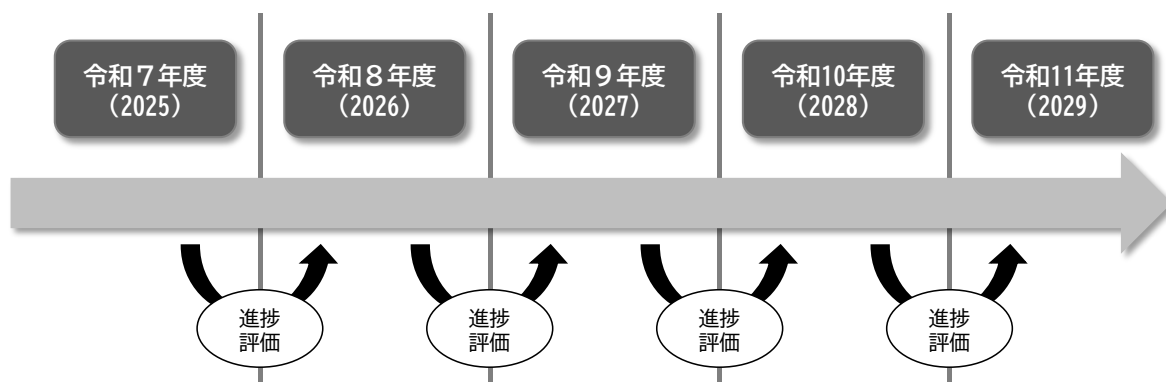
本市の上位計画となる「第三次守谷市総合計画」を踏まえるとともに、その他関連する福祉や教育等の計画とも整合性をもたせて策定しています。



3 計画の期間

本計画は、5年を1期とし、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2030年度）までを計画期間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。

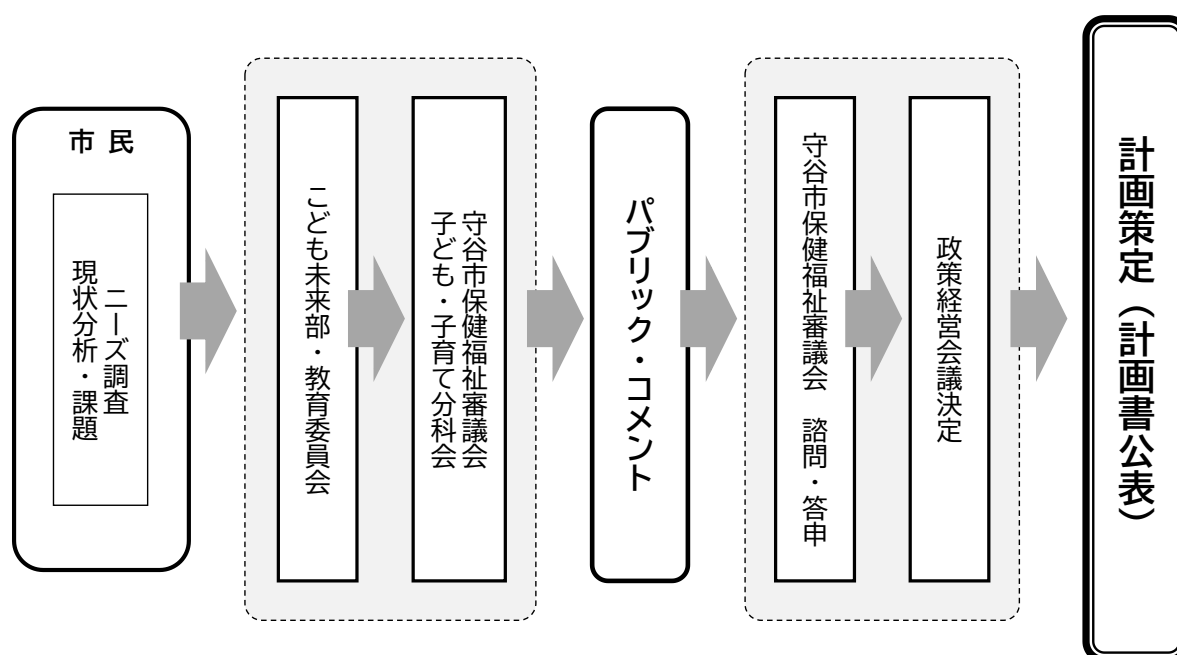


4 計画の策定体制

本計画の策定に当たり専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、守谷市保健福祉審議会委員の中から組織した「守谷市保健福祉審議会子ども・子育て分科会」において、計画内容について検討しました。

さらに、本市の子ども・子育て支援対策に関するさまざまな基礎的データを収集するため、令和6年3月に、市内の子育て家庭の意向を調査し、今後見込まれるニーズを把握するとともに、計画策定のための参考としました。

また、計画の素案がまとまった段階で、市民の皆様から広くご意見をいただくため、令和6年12月11日から令和7年1月14日にかけてパブリック・コメントを実施し、ご意見を計画に反映しました。



5 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）

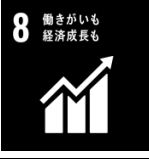
SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連総会で採択され、令和12（2030）年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。

国では、平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。



本計画に掲げる各事業を推進するにあたっては、SDGsの17の目標項目のうち、次に示す7つの取り組み目標を意識し、地域や関係団体と連携しつつ、市民の最善の利益が実現される社会を目指します。

第3期守谷市子ども・子育て支援事業計画におけるSDGsの取り組み

目標 (Goal)	目標到達に向けた取り組みの方向性
1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう 全ての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策に取り組みます。
3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進していくことで、住民の健康状態の維持・確保に取り組みます。
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育をみんなに確保し、生涯学習の機会を促進できるような環境づくりに取り組みます。
8 働きがいも経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も 全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい生活ができるような環境づくりに取り組みます。
10 人や国の不平等をなくそう 	10. 人や国の不平等をなくそう 少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりに取り組みます。
16 平和と公正をすべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築します。
17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	17. パートナリーシップで目標を達成しよう 公的／民間セクター、市民、NGO／NPO等の多くの関係者との協力関係を築き、パートナーシップを活性化して目標達成に取り組みます。

第2章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

未来を担う子どもたちは、人と人を結ぶかけがえのない存在であり、その成長していく輝きは次代への希望のひかりです。

第2期計画では、「守谷市次世代育成支援対策行動計画」（後期計画）の基本理念を受け継ぎ、「子どもが心豊かにのびのび育ち親が子どもを安心して育てることができるまち・守谷」を基本理念としました。

この基本理念は、本市の将来を描くものであり、「第三次守谷市総合計画」における戦略分野「出産・子育ての希望をかなえる」の展開施策「子育て基盤の整備」が目指す姿と合致しています。そして、計画策定後数年を経過し、子どもを取り巻く環境が変化する中でも、私たちみんなが望む普遍的かつ基本的な考え方にほかならないと考えられます。

そのため、本計画においても、これまで掲げてきた基本理念とこれまで進めてきた取り組みを発展的に継承し、子どもたちが、健やかに生まれ、そして心豊かにのびのびと成長していくとともに、親がいそいそ子育てできる地域社会を築いていくまちの実現を目指して、引き続き「子どもが心豊かにのびのび育ち親が子どもを安心して育てることができるまち・守谷」を計画の基本理念に掲げるものとします。

**子どもが心豊かにのびのび育ち
親が子どもを安心して育てることが
できるまち・守谷**

2 基本的視点

本計画は、「基本指針」に示された必須記載施設・事業を中心に計画化するものですが、基本理念を実現するためには、子ども・子育てについての幅広い視点を意識しておく必要があります。

令和6年5月に有効期間が10年間延長された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画策定指針」には、9つの視点が明確化されており、その幅広い視点を本計画の基本的視点に設定するものとします。

1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立って取り組みます。

2 次代の親づくりという視点

子どもが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

3 サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに応えられるように柔軟かつ総合的に取り組みます。

4 社会全体による支援の視点

企業や地域社会を含む、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていきます。

5 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するように取り組みます。

6 すべての子どもと家庭への支援の視点

福祉的援助を必要とする子どもや、虐待を受けた子どもなどに十分に配慮し、広く全ての子どもと家庭を支援します。

7 地域における社会資源の効果的な活用の視点

市民、NPO、子育てサークル、企業など地域全体が取り組むべき課題として、協働して子育て家庭を見守り、支援する視点で取り組みます。

8 サービスの質の視点

サービス供給量の確保とともに、サービスの質を確保します。また、サービスに関わる人材の資質の向上を図ります。

9 地域特性の視点

人口構造、産業構造、社会環境などの状況を踏まえて、市が主体的に取り組めます。

3 本計画における施策と主な取組

本市では、子どもの発達段階と生育環境に着目して、「子どもと子育て家庭への支援の充実」、「子どもの教育・保育の充実」、「子どもの成長環境の充実」の3つを施策の柱とし、主な取組を進めていきます。★印は市独自の事業です。

施策	主な取組
(1) 子どもと子育て家庭への支援の充実	① 母子保健事業（妊産婦一般健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業、妊婦等包括相談支援事業、妊婦等包括相談支援事業等）
	② 利用者支援事業（こども家庭センター型、基本型）
	③ 医療費助成及び経済的支援（実費徴収に係る補足給付を行う事業等） ★一部独自
	④ 養育支援訪問事業
	⑤ 子育て世帯訪問支援事業
	⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
	⑦ 親子関係形成支援事業
	⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
	⑨ 地域子育て支援拠点事業
	⑩ 一時預かり事業
	⑪ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	⑫ 相談事業
(2) 子どもの教育・保育の充実	① 教育・保育施設の確保及び保育サービスの充実
	② 延長保育事業
	③ 外国にルーツを持つ幼児への支援・配慮
	④ 障がい児保育事業の充実
	⑤ こども療育教室
	⑥ 病児・病後児保育事業
	⑦ 放課後子ども総合プラン（放課後児童教室、児童クラブ）
	⑧ 小学校サタデー学習支援教室 ★独自
	⑨ 保幼小中高一貫教育推進事業
	⑩ 校内フリースペース（不登校支援教室） ★独自
	⑪ スクールカウンセラー配置事業
	⑫ インクルーシブ教育の実践
	⑬ 道德教育の充実
	⑭ 一人一人に寄り添う特別支援教育の充実
	⑮ 中高生保育体験及び子育てボランティアの充実
(3) 子どもの成長環境の充実	① 子どもの防犯対策の充実
	② 通学補助員の配置 ★独自
	③ 通学路の安全確保
	④ 自転車通学用ヘルメット購入補助事業 ★独自
	⑤ 遊び場・居場所の提供
	⑥ いじめ防止対策 ★独自
	⑦ 児童虐待防止対策

(1) 子どもと子育て家庭への支援の充実

【主な取組内容】

① 母子保健事業 <おやこ保健課、こども家庭センター>

▶ 母子健康手帳交付

妊娠届出時に市役所（こども家庭センター）で交付しています。

交付時にアンケートや健康相談を実施しています。

▶ 妊産婦一般健康診査事業

母子健康手帳交付時に「妊産婦一般健康診査受診票」を発行し、健康診査費用の助成を行っています（妊婦 16 回、産婦 2 回）。

▶ 母親学級・両親学級

おやこ保健課において、妊娠中の過ごし方、出産に当たっての心構えや産後の育児方法、沐浴の方法などを学びます。

▶ 乳児家庭全戸訪問事業

おやこ保健課の保健師等が、生後 4 か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行います。

▶ 産後ケア事業

産後に安心して子育てできるよう、委託した医療機関等を宿泊または日帰りで利用、または、助産師等が自宅に訪問して搾乳指導、育児相談などを受けることができる産後ケア事業を実施しています。

▶ 乳幼児健康診査事業

生後 1 か月頃、9～11 か月で各 1 回、医療機関で乳児健診を実施しています。

産科医療機関にて新生児の入院中、また外来において診査した 1 か月児健診費用及び新生児聴覚検査費用の一部の助成を行っています。

3～4 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳 5 か月児健診を集団で実施しています。その際には、発育・発達のチェック、子育て相談などを行っています。

▶ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図っています。

② 利用者支援事業

<こども家庭センター型>

児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点と母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターの両機能を有し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う事業です。

<基本型>

市内の子育て支援拠点事業所へ委託し、伴走型相談支援（ハローベビー）を行い、妊産婦および乳幼児とその保護者の個別ニーズの把握や必要な情報の提供を行う事業です。

③ 医療費助成及び経済的支援

▶ 守谷市医療福祉費支給制度（マル福） <国保年金課>

医療保険を使って医療機関などにかかった場合、窓口で支払う自己負担分の費用を一部助成する制度です。マル福は茨城県と市町村が一体となって助成を行っています。

▶ すこやか医療費助成制度 <国保年金課> ★一部独自

守谷市医療福祉費支給制度の所得要件を超えた場合に、窓口で支払う自己負担分の費用を守谷市が独自に助成を行っています。また、中学生及び高校生の外来・調剤分の助成や妊産婦の対象疾病拡大も行っています。

▶ 要・準要保護児童就学援助費制度 <学校教育課>

経済的な理由で就学が困難な児童の保護者に対し、学用品、通学用品、校外活動、学校給食、学校病医療等の費用の援助を行っています。

▶ 特別支援教育就学奨励費制度 <学校教育課>

特別支援学級に在籍する児童の保護者で、就学奨励費の支給を希望し、かつ所得が基準額内に該当する世帯に対して、学用品、通学用品、校外活動、学校給食等の費用の援助を行っています。

▶ 英語検定料補助事業 <学校教育課> ★独自

市内在住の児童生徒の保護者に対して、英語検定料を半額（要・準要保護世帯は全額）助成しています。

▶ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 <すくすく保育課>

保育所等を利用する世帯の所得状況等に応じて、日用品、学用品その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成しています。

④ 養育支援訪問事業 <のびのび子育て課>

様々な原因で養育が困難になり、養育支援が特に必要と認められる家庭に対して、保健師、助産師、保育士などがその居宅を訪問し、養育に関する助言等を行う事業です。

⑤ 子育て世帯訪問支援事業 <のびのび子育て課>

家事、育児に対して不安や負担を抱える支援が特に必要と認められる家庭に対し、居宅を訪問して家事や育児の支援を行う事業です。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ） <のびのび子育て課>

保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、養護施設や里親家庭で一時的に養育します。

⑦ 親子関係形成支援事業 <のびのび子育て課 おやこ保健課>

▶ もりっ子！ペアレントトレーニング<おやこ保健課>

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、講義、グループワーク、ロールプレイ等の手法で子どもの発達状況に応じた支援を行っています。

▶ 赤ちゃんがきた！親子の絆プログラム <おやこ保健課>

初めての赤ちゃんをむかえるお母さんのための仲間づくり・親子の絆・学びのプログラムで、初めての子育てに知っておきたい情報や心構えを学び、同じくらいの月齢を持つお母さん同士で子交流の場を提供します。

▶ ならない子育て練習法 <家庭児童相談室>

アメリカ発祥のプログラムによる「ならない子育て練習法」の技術を学び、子どもへの伝わりやすい言い方やほめ方、注意の仕方を学び、子育ての悩みの軽減する支援を行っています。

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） <地域子育て支援センター>

本市が委託するファミリー・サポート・センターが、育児の援助を受けたい者（利用会員）と、育児の援助を行いたい者（サポーター会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。相互援助活動には、子どもの預かりや習い事への送迎などがあります。

⑨ 地域子育て支援拠点事業 <地域子育て支援センター>

地域における子育て親子の交流、講座の開催、育児相談、子育て情報の提供を行っています。

⑩ 一時預かり事業 <すくすく保育課>

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる場所の充実を図ります。

⑪ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会や孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減のため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を令和8年度より実施いたします。

⑫ 相談事業

保護者の子育てで不安や孤立感を軽減できるよう、次のような相談の場を提供しています。

- ▶ 育児相談 <こども家庭センター、おやこ保健課、公立保育所>
- ▶ 児童相談 <家庭児童相談室、こども家庭センター>
- ▶ 子どもや保護者の健康や心の相談 <おやこ保健課、保健予防課>
- ▶ 発達相談 <おやこ保健課、こども療育教室>
- ▶ 教育相談 <守谷市総合教育支援センター>

（２）子どもの教育・保育の充実

【主な取組内容】

① 教育・保育施設の確保及び保育サービスの充実 <すくすく保育課>

▶ 待機児童解消に向けた対策

待機児童の解消に向け、令和2年度に保育所を2施設開所し、令和3年度に保育所を4施設開所しました。

▶ 教育・保育サービスの充実

安心して仕事と子育ての両立ができるように幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育サービスの質的向上を図ります。

② 延長保育事業 <すくすく保育課>

保育認定を受けた児童を通常の利用日及び利用時間以外の日時において、保育所、認定こども園等で保育を行います。

③ 外国にルーツを持つ幼児への支援・配慮 <すくすく保育課・のびのび子育て課>

翻訳アプリの活用等を行うとともに、関係部署と連携を図り、適切な配慮ができるよう努めます。

④ 障がい児保育事業の充実 <すくすく保育課>

保育所等に看護師等の配置を行うことにより、医療的ケア児及び発達に心配のあるお子さんを受け入れられるよう体制整備に努めます。

⑤ こども療育教室 <おやこ保健課>

療育指導・各種相談など、発達に心配のある幼児と保護者に対する療育・相談の充実を図ります。

⑥ 病児・病後児保育事業 <すくすく保育課>

病気の回復期又は回復期ではないが症状が安定している状態の児童について、保護者が働いている等の理由により、家庭での保育や集団保育が困難な場合に、病院に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育しています。

⑦ 放課後子ども総合プラン（放課後子ども教室推進事業、放課後事業健全育成事業） <生涯学習課>

国が進める「新・放課後子ども総合プラン」終了に伴い、子ども家庭庁と文部科学省が発出した「放課後児童対策パッケージ」に基づき、「放課後子ども教室推進事業（子ども教室）」及び「放課後事業健全育成事業（児童クラブ）」を一体的、又は連携して実施する総合的な放課後対策であり、教育委員会が主導して推進しています。

⑧ 小学校サタデー（土曜日）学習支援教室 <教育指導課> ★独自

小学4～6年生までの児童で、当該児童及びその保護者が学習支援教室の利用を希望し、かつ、基礎的・基本的な学習支援が必要な児童の個別指導を実施しています。（学習場所：守谷中学校）

⑨ 保幼小中高一貫教育推進事業 <教育指導課>

保幼小中高の切れ目のない連携による、授業や行事等の交流を図っています。

⑩ 校内フリースペース（不登校支援教室） <教育指導課> ★独自

なんらかの理由で、学校には行きたいけれど、教室には入れない児童たちに学校の中で居場所を作ることで、再び教室に戻れる後押しができるよう市内4中学校区内の小学校に1校ずつ「校内フリースペース（不登校支援教室）」を設置し、学校生活への復帰を含めた支援をしています。

⑪ スクールカウンセラー配置事業 <教育指導課>

各小中学校に対し、茨城県から、2か月に数回スクールカウンセラーを派遣して児童や保護者の相談対応を実施しています。

⑫ インクルーシブ教育の実践 <教育指導課>

「合理的な配慮」の提供が必要とされるインクルーシブ教育システムが全中学校区に広がり、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた授業づくりを実践しています。

⑬ 道徳教育の充実 <教育指導課>

本市の道徳教育目標である「共に生きる」思いやりの心を持ち、個性を尊重し合いながらよりよい生き方を目指すことのできる児童生徒を育成するために道徳教育の充実を図ります。

⑭ 一人一人に寄り添う特別支援教育の充実 <教育指導課>

小学校１年生を対象に夏休み前後に読み書きスクリーニングを実施し、困難さの度合いにより、合理的配慮を提供します。また、特別支援教育ソフトの活用により、児童生徒の実態に応じた教材を活用し個別支援を行うことにより、個々の障がいによる学習又は生活上の困難を改善・克服するための指導の充実を図ります。

⑮ 中高生保育体験及び子育てボランティアの受入 <土塔中央保育所・北園保育所>

中高生の保育体験、夏休み期間中の子育てボランティアを受け入れ、乳幼児とのふれあいを通して、新しい家庭をもち命を育んでいくことの大切さを学ぶ機会を提供しています。

(３) 子どもの成長環境の充実

【主な取組内容】

① 子どもの防犯対策の充実 <学校教育課>

防犯関係団体、警察官ＯＢ、市職員等による防犯パトロール、自治会等による地域防犯パトロールや通学時の見守り等により、子どもの防犯対策の充実を図ります。また、犯罪や危険から身を守るため、子どもの緊急避難場所となる「子ども１１０番の家」の登録数を増やします。

② 通学補助員の配置 <学校教育課> ★独自

登校時の市立小学校の児童を交通事故から守り、安全に登校させ、また、児童の交通ルール、マナーの向上を図っています。

小学校の通学路の交通危険箇所（交差点等）に通学補助員を配置し、交通誘導を行っています。

③ 通学路の安全確保 <学校教育課>

毎年１回、警察等の関係機関とともに通学路の合同安全点検を実施しています。また、「こどもを守る１１０番の家」制度を周知し、登録者、店舗数を増やすことで、子どもの安全につなげています。

④ 自転車通学用ヘルメット購入補助事業 <学校教育課> ★独自

自転車通学の生徒が着用する通学用ヘルメットの購入費の一部を負担し、着用の徹底を図ります。また、着用を徹底することにより交通安全への意識付けを行っています。

⑤ 遊び場・居場所の提供

▶ 公園維持管理事業 <建設課>

公園内にある遊具、トイレ等が安心・安全に使用ができるよう維持管理に努めています。

▶ 児童厚生施設事業の充実 <のびのび子育て課>

児童に対して、児童が安心して遊べる場を提供し、健康の増進と豊かな情操の発達を促し、健全な育成を図ります。

また、保護者同士の交流の場や子育てに関する情報を提供して子育て支援を行うとともに、異年代や高齢者との交流を通じて、地域におけるつながりを醸成します。

⑥ いじめ防止対策（いじめの未然防止、いじめの早期発見） <教育指導課> ★独自

守谷市いじめ防止基本方針のもとに整備した、いじめ対策組織を中心に早期対応、早期解決を図ると共に「いじめ防止プログラム」の実施によりいじめの未然防止に努めます。

⑦ 児童虐待防止対策 <のびのび子育て課>

こども家庭センターの整備を行い、福祉、保健、医療、警察などの関係機関により構成する守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会との連携を行い、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

第 2 部

守谷市における子ども・子育て支援の現状

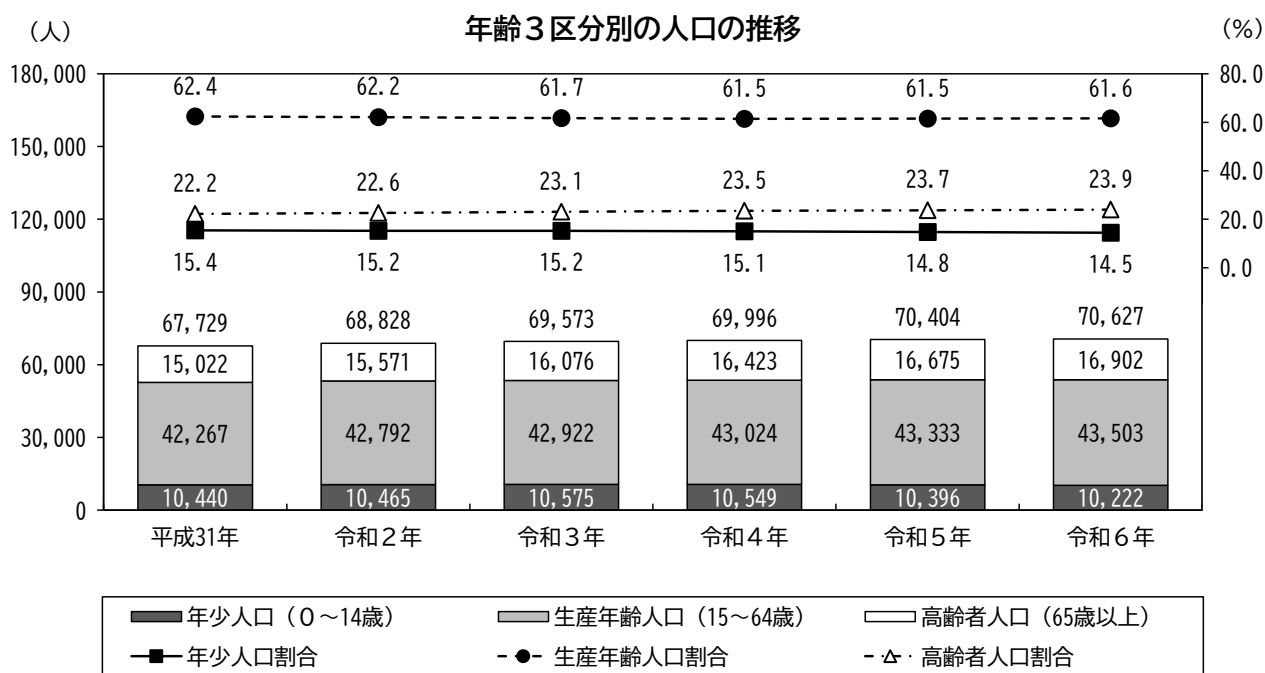
第1章 子どもと家庭を取り巻く現状

1 守谷市の人口・世帯の状況

(1) 人口

① 人口の推移

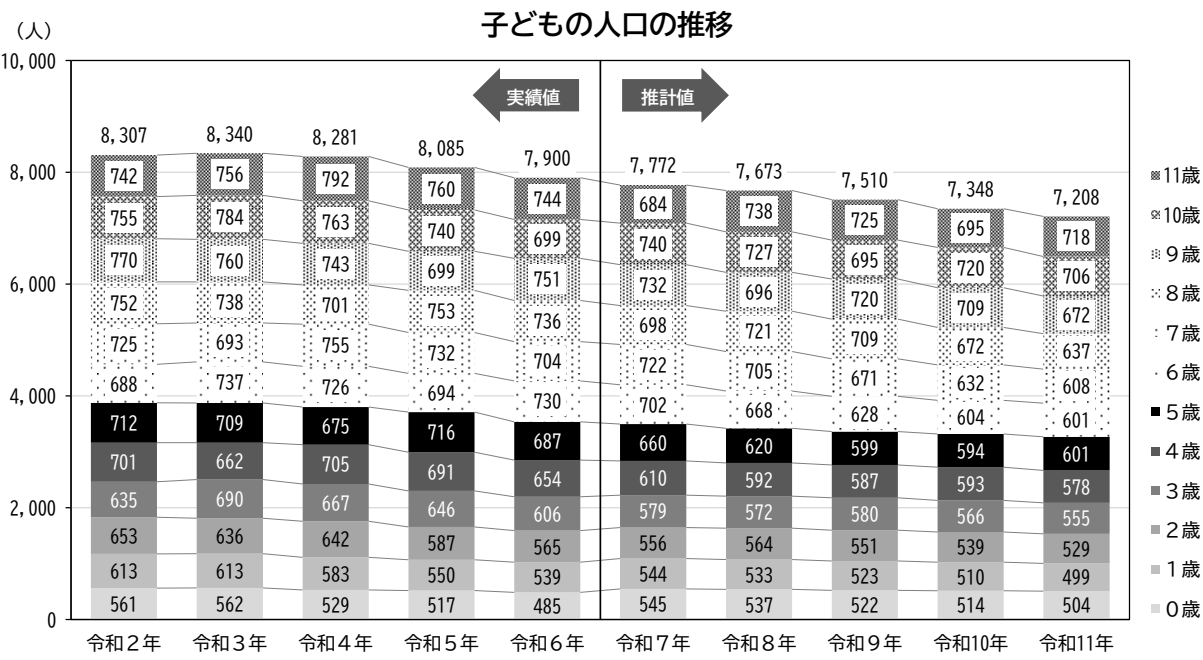
本市の人口は年々増加しており、令和5年に70,000人を超え、令和6年4月1日現在では70,627人となっています。0～14歳の年少人口は減少傾向で推移していますが、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口は増加しています。



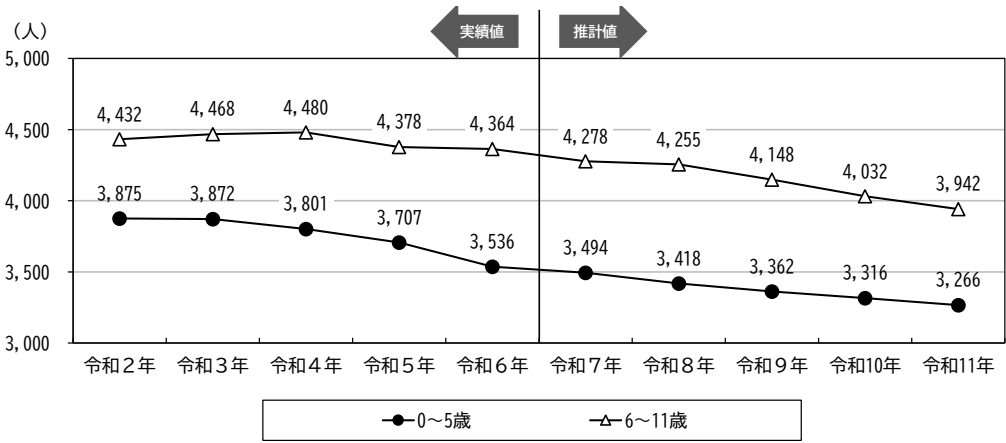
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 子どもの人口

本市の子ども（11 歳以下）の人口は、令和2年から3年にかけて増加しましたが、その後は年々減少傾向となり、令和6年で 7,900 人となっています。推計値である令和7年以降も減少は続くと思込まれます。



子どもの人口の推移（0～11 歳、5 歳刻み）



(人)

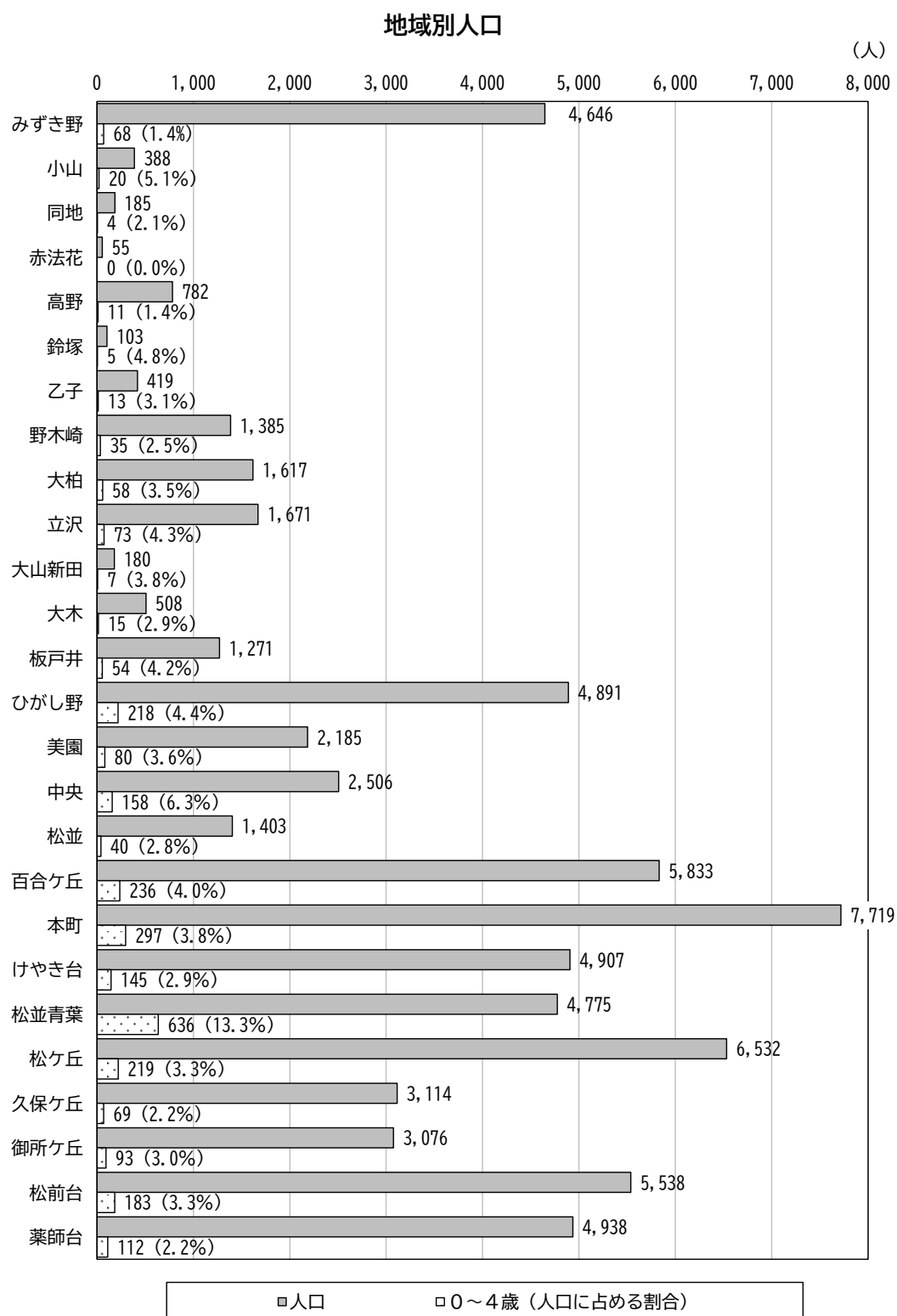
	実績値					推計値				
	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
0～5歳	3,875	3,872	3,801	3,707	3,536	3,494	3,418	3,362	3,316	3,266
6～11歳	4,432	4,468	4,480	4,378	4,364	4,278	4,255	4,148	4,032	3,942
計	8,307	8,340	8,281	8,085	7,900	7,772	7,673	7,510	7,348	7,208

資料：令和6年までは住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和7年以降は「令和5年度 守谷市児童生徒数推計業務報告書」より学校教育課による推計

③ 地域別人口

本市の0～4歳の人口を地域別にみると、松並青葉（636人）が最も多く、次いで本町（297人）、百合ヶ丘（236人）となっています。

また、0～4歳が人口に占める割合は、松並青葉で13.3%と最も高くなっています。



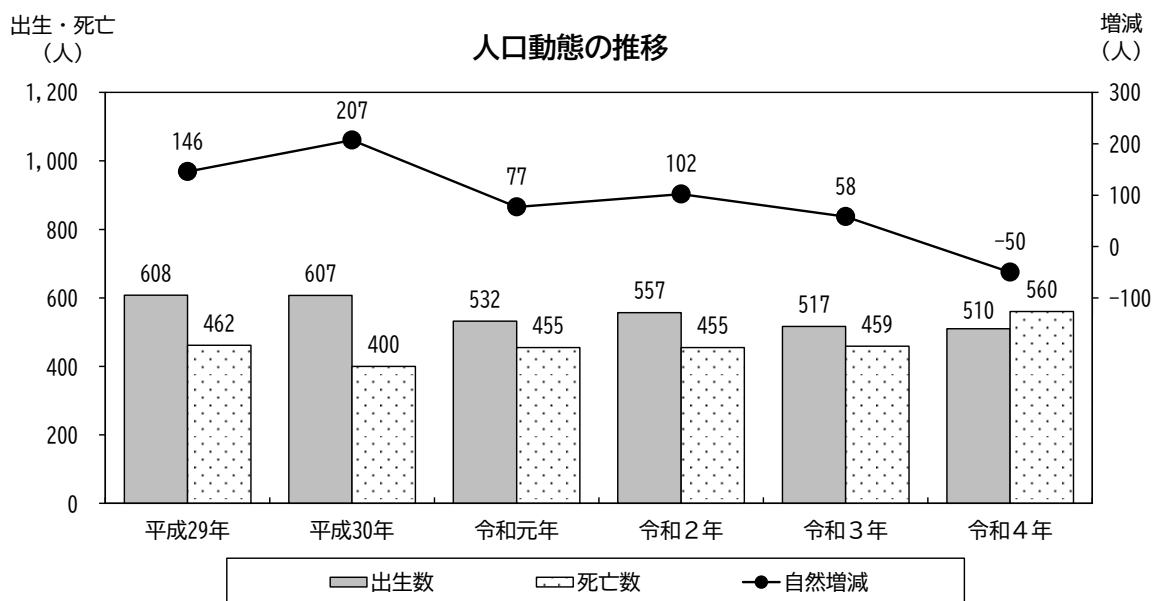
資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

④ 人口動態

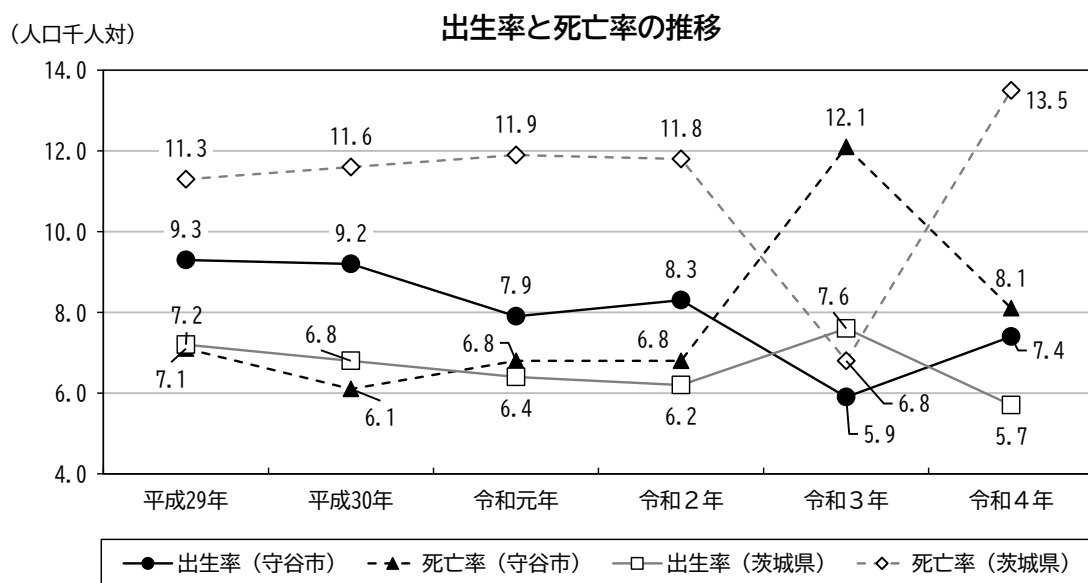
本市の出生数と死亡数の推移では、平成29年から令和3年までは、出生数が死亡数を上回って推移しており、その差である自然増減は年々縮まり、令和4年は死亡数が上回っています。

出生率と死亡率の推移では、出生率は令和3年を除いて県平均を上回って推移しており、平成29年から令和3年にかけて減少傾向にありましたが、令和4年に再び増加しました。一方、死亡率は令和3年を除いて県平均を4～5ポイント下回っています。

令和3年の出生率の減少と死亡率の増加は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと推測されます。



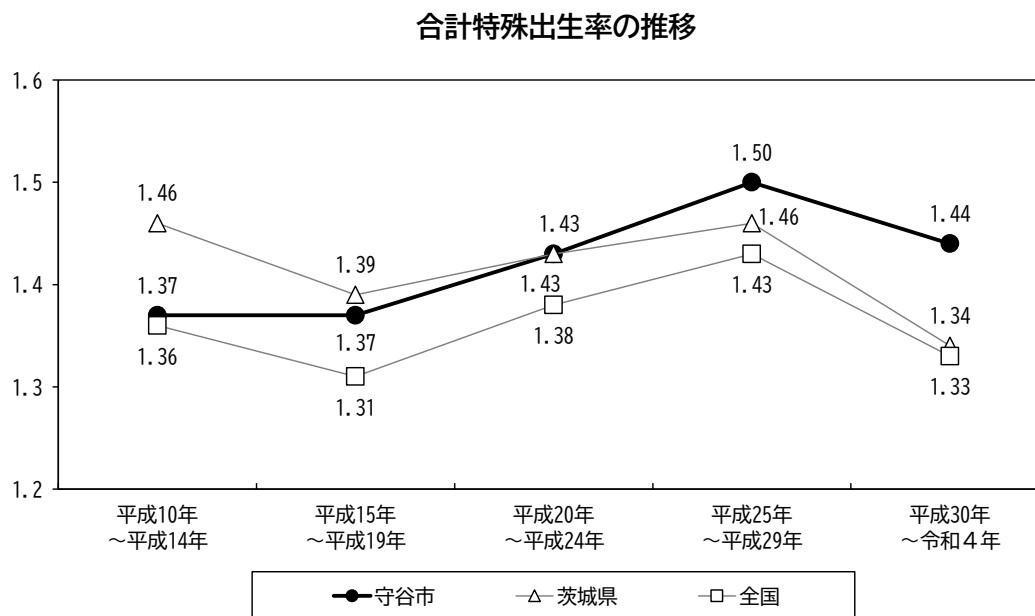
資料：茨城県人口動態総覧



資料：茨城県人口動態総覧

⑤ 合計特殊出生率の推移

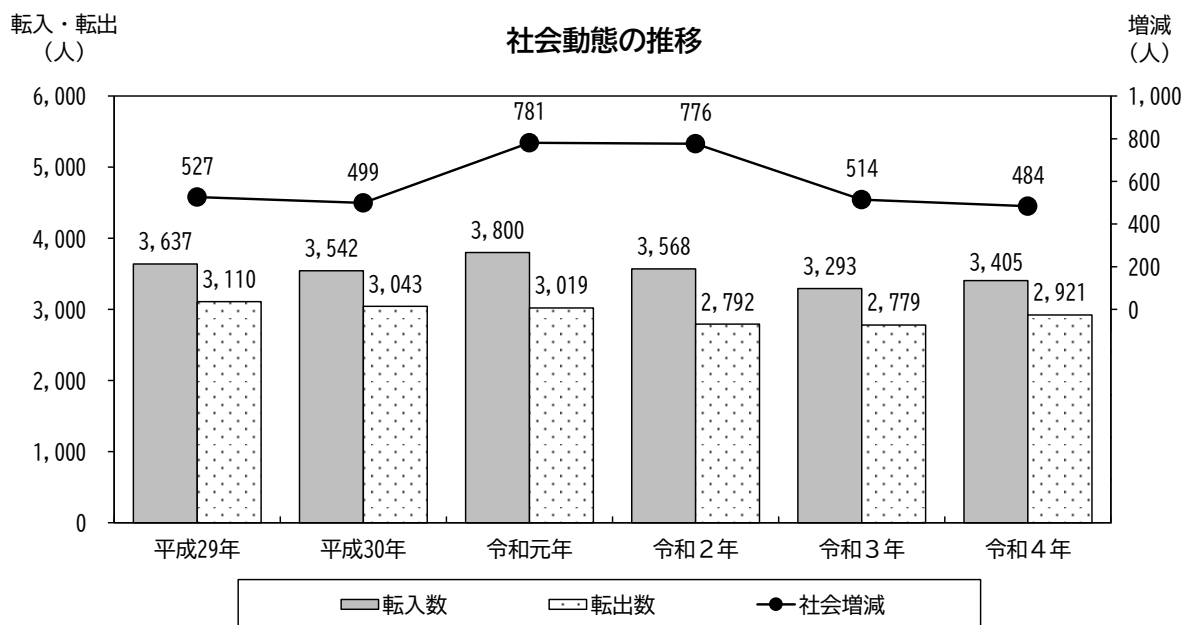
本市の合計特殊出生率をみると、平成 25 年～平成 29 年の統計値から全国・茨城県よりも高い状況にありますが、平成 30 年～令和 4 年は前回統計値より 0.06 ポイント減少し、1.44 となっています。いずれも人口を維持するのに必要と言われている概ね 2.07 ポイントを大きく下回っています。



資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

⑥ 社会動態

本市の転入数と転出数の推移では、転入数が転出数を上回って推移しており、その差である社会増減は、令和元年には 781 人と増加しましたが、その後年々減少し、令和 4 年は 484 人となっています。



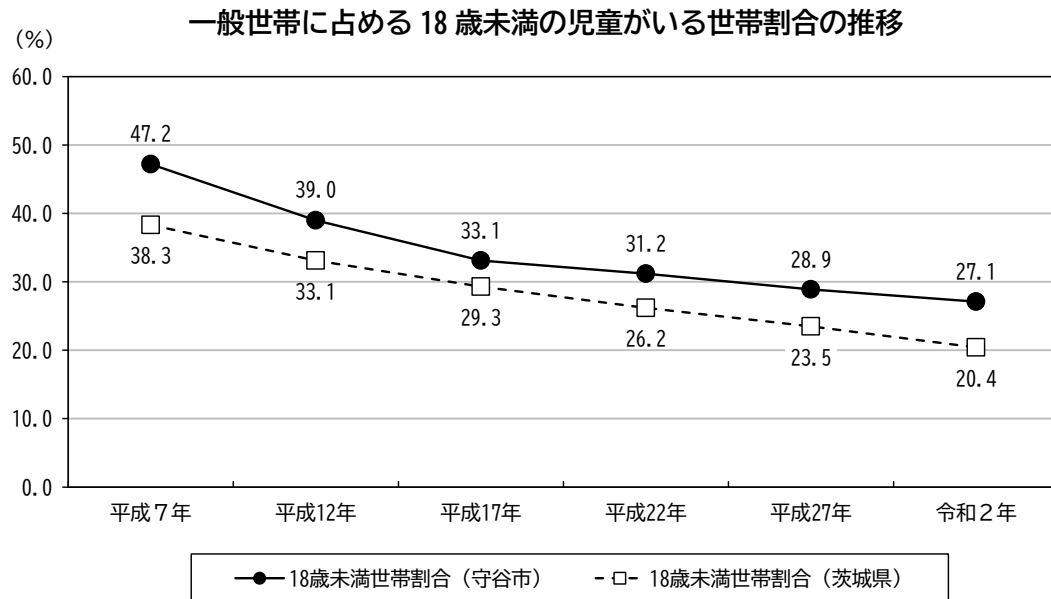
資料：茨城県の人口（茨城県常住人口調査結果報告書）

(2) 世帯

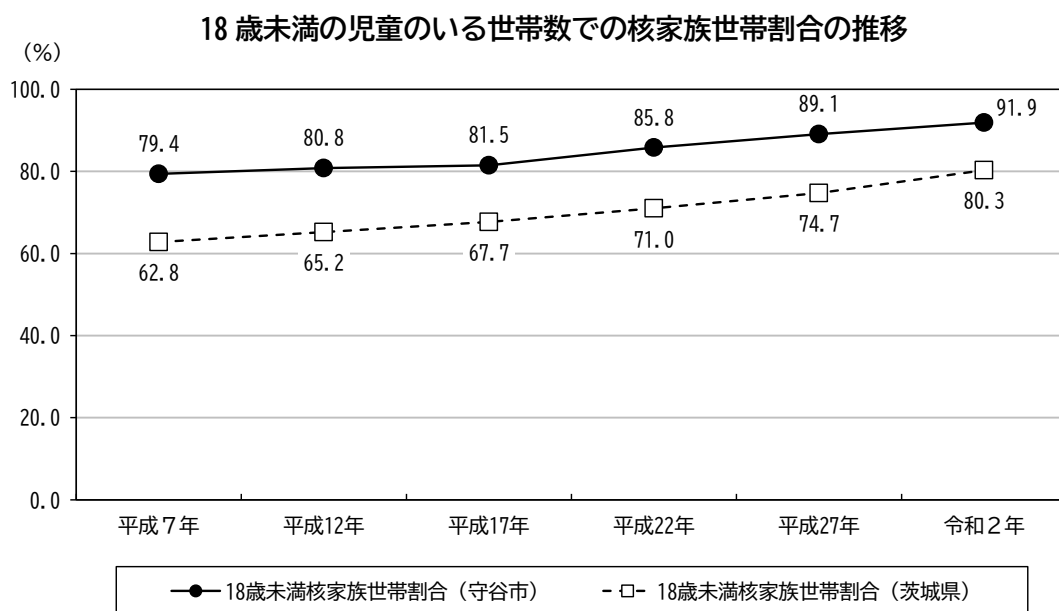
① 子どもがいる世帯

本市の一般世帯に占める 18 歳未満の児童がいる世帯の割合では、本市が県平均を上回った状態で、ともに減少傾向を示しており、平成 7 年の 47.2%が令和 2 年では 27.1%と 20.1 ポイント減少しています。

一方、18 歳未満の児童がいる世帯に占める核家族の割合は増加傾向にあり、本市は県平均を上回って推移しています。



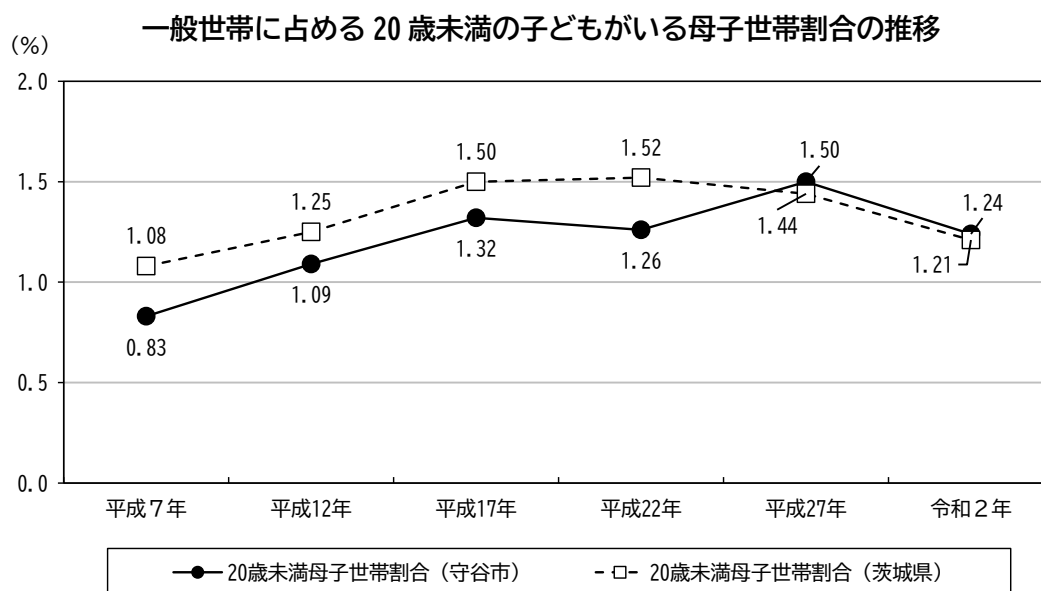
資料：国勢調査



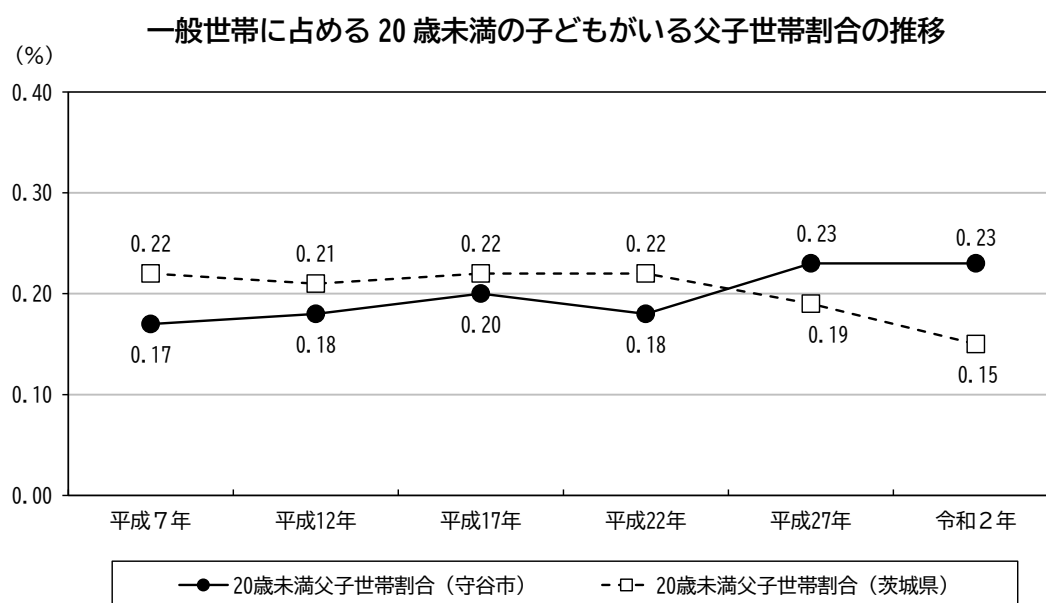
資料：国勢調査

② ひとり親世帯

本市の一般世帯数に占める 20 歳未満の子どもがいるひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の割合をみると、母子世帯・父子世帯ともに平成 22 年まで県平均を下回っていましたが、平成 27 年には県平均を上回りました。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

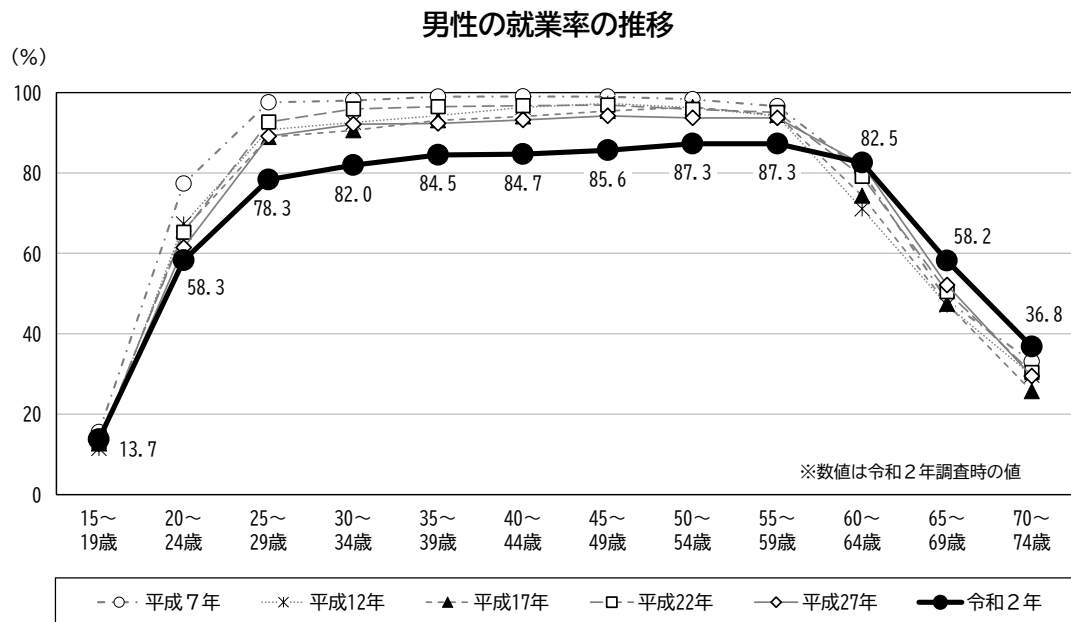
2 守谷市の子育て家庭を取り巻く現状

(1) 就労

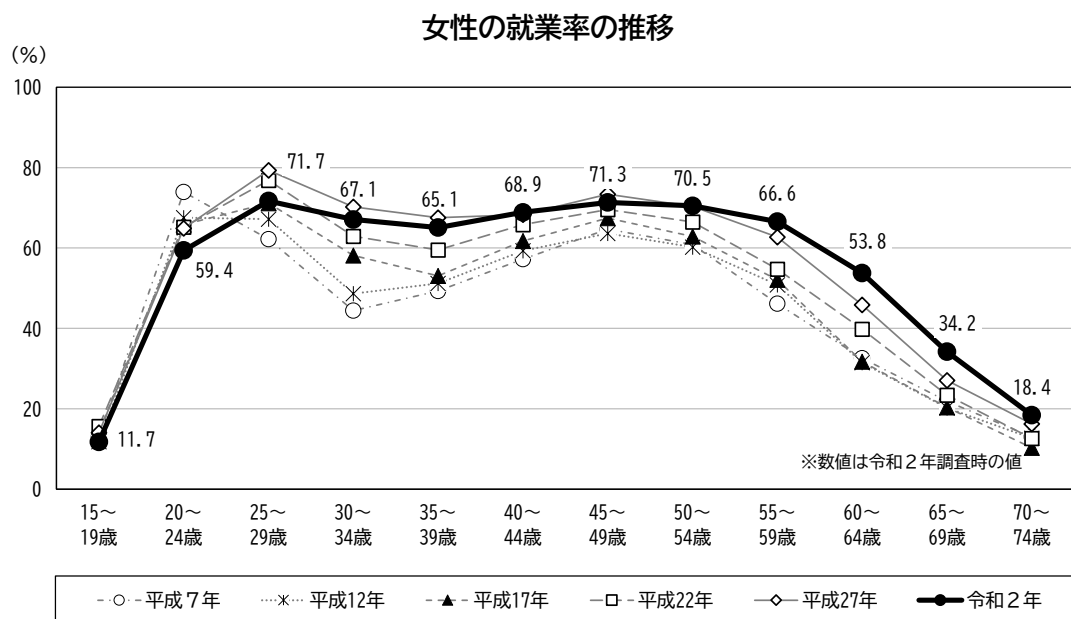
① 就業率

本市の男性の就業率は、30歳～64歳で80%以上となっています。

女性の就業率は、30代前後で就業率が下降するいわゆる「M字曲線」は年々差が小さくなっており、近年では、その曲線が緩和され台形に近づいています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

② 従業上の地位

本市の15歳以上の就業者の従業上の地位をみると、男性は「正規の職員・従業員」が71.9%を占めています。女性は「正規の職員・従業員」は42.0%にとどまり、「パート・アルバイト・その他」が45.0%となっています。

就業者の従業上の地位の割合

(%)

	15歳以上就業者数 (人)	雇用者			役員	雇人の ある業主	雇人の ない業主	家族 従業者	家庭 内職者	不明
		正規の 職員・ 従業員	労働者 派遣 事業所の 派遣社員	パート・ アルバイト・その 他						
男性	17,996	71.9	1.9	11.3	6.9	1.7	5.2	0.5	0.0	0.6
女性	13,795	42.0	3.9	45.0	2.3	0.5	2.9	2.7	0.1	0.5

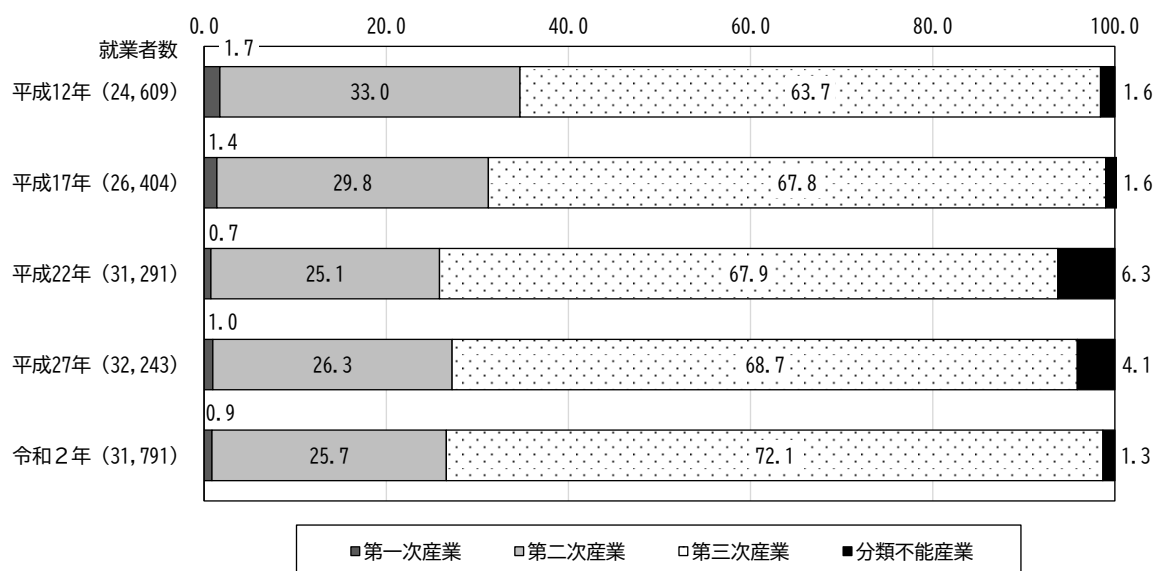
資料：国勢調査（令和2年）

③ 産業別就業者割合

本市の産業別就業者割合は、第一次産業及び第二次産業就業者の割合が低下し、第三次産業就業者の割合が高くなっています。

産業別就業者割合の推移

(%)



資料：国勢調査

(2) 婚姻

① 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は令和元年までは300件以上で推移していましたが、令和2年から200件台となっています。婚姻率は平成25年から平成30年までは人口1,000人当たり5件台で推移していましたが、令和元年から減少し令和4年は3.9件となっています。

離婚件数は平成29年から100件を下回っており、離婚率は過去10年間で人口1,000人当たり1.7～1.2で推移し、県平均より低くなっています。

婚姻・離婚件数の推移

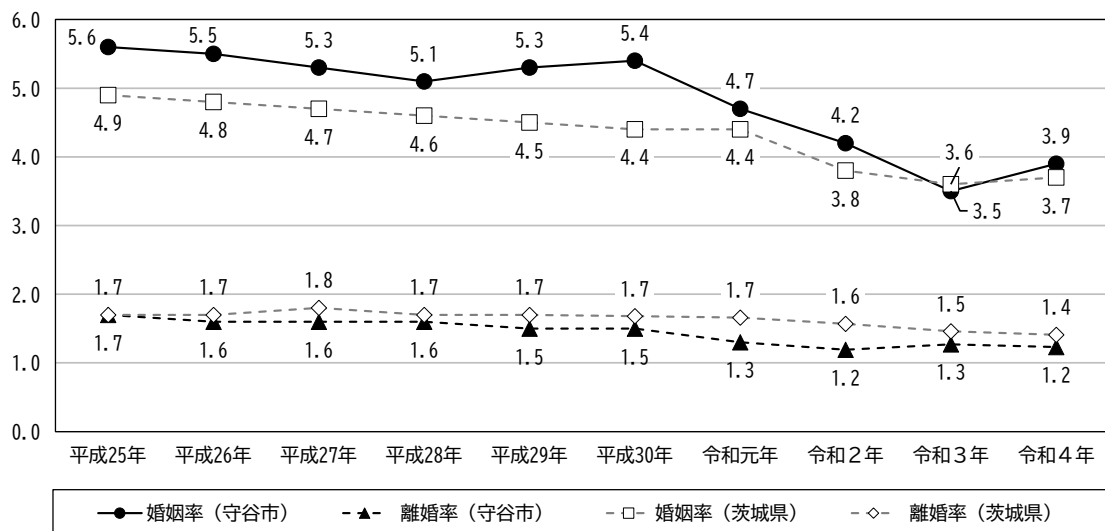
(件)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
婚姻	351	347	342	328	349	359	316	285	238	268
離婚	104	101	105	103	97	99	87	80	86	85

資料：茨城県人口動態総覧

婚姻率・離婚率の推移

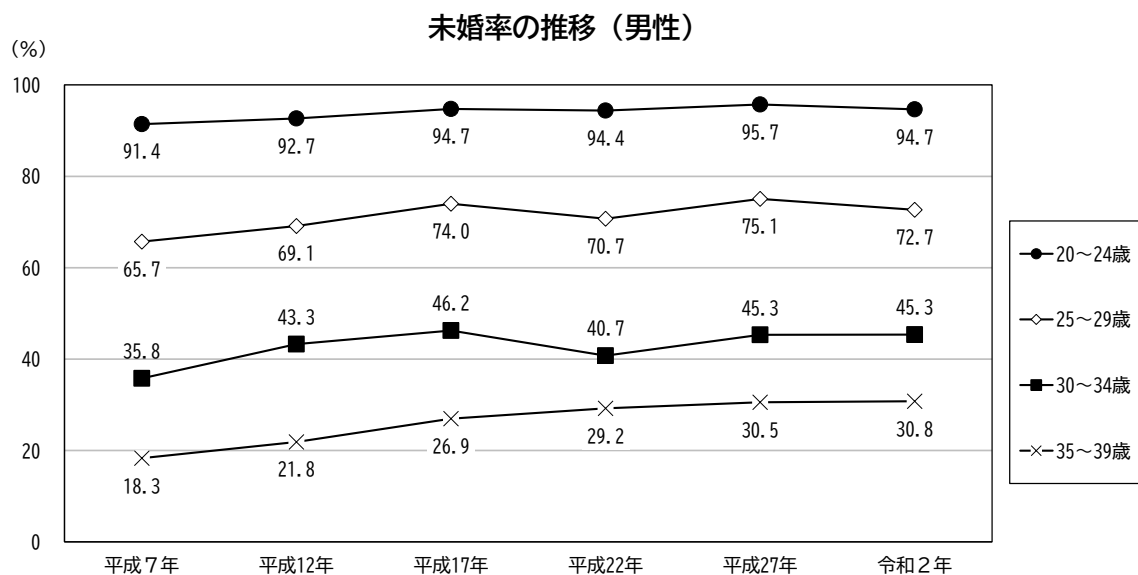
(人口千対)



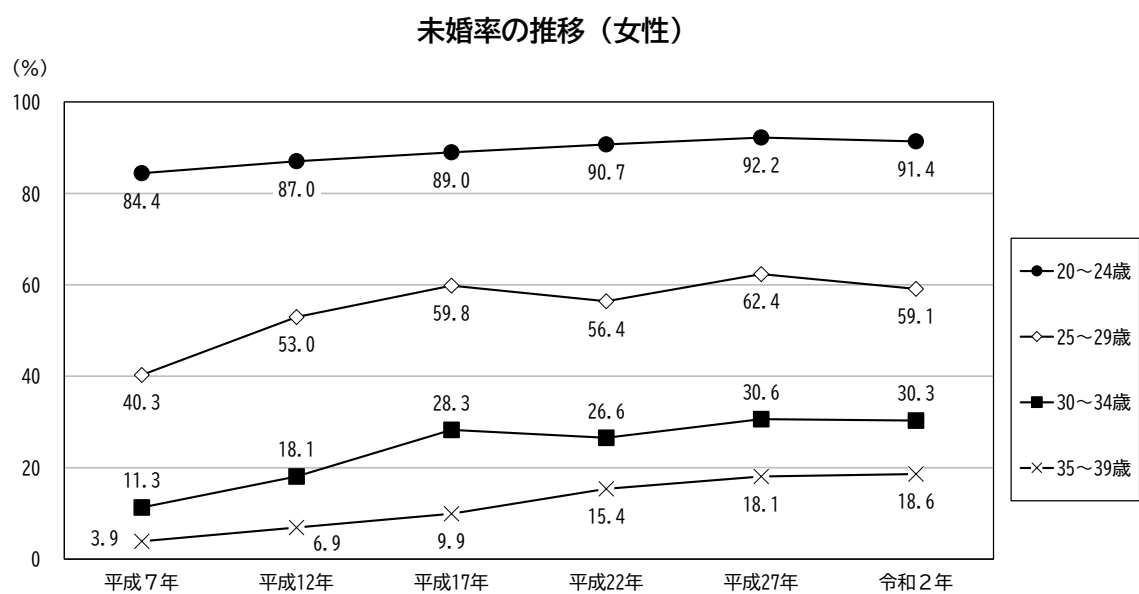
資料：茨城県人口動態総覧

② 未婚

本市の年齢別未婚率の推移をみると、男女ともに35歳～39歳での上昇は依然として続いており、非婚化・晩婚化の進行が伺えます。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

第2章 子ども・子育て支援事業の現状

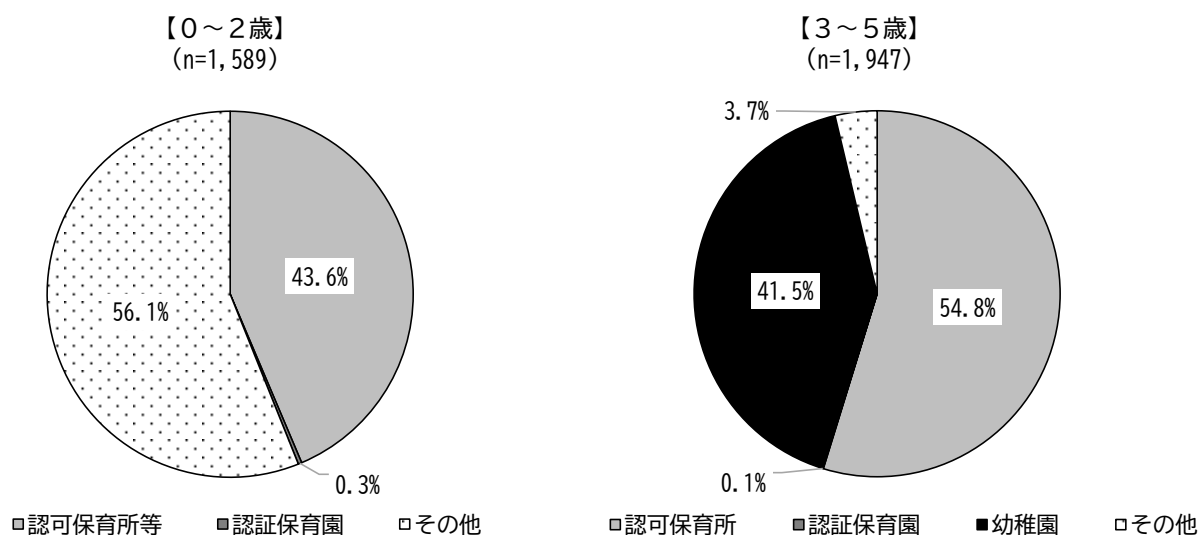
1 教育・保育サービス利用の現状

(1) 就学前児童の状況

本市の0～2歳児 1,589 人のうち、認可保育所等に通っているのは 693 人で、認証保育園に通っているのは5人であり、合計すると 698 人で 43.9%を占めています。残りの 891 人は、一部を除き、ほとんどが在宅で過ごしていると考えられます。

3～5歳児 1,947 人のうち、認可保育所に通っているのは 1,066 人で、認証保育園に通っているのは1人で 54.8%を占め、幼稚園に通っているのは 808 人であり、41.5%を占めています。

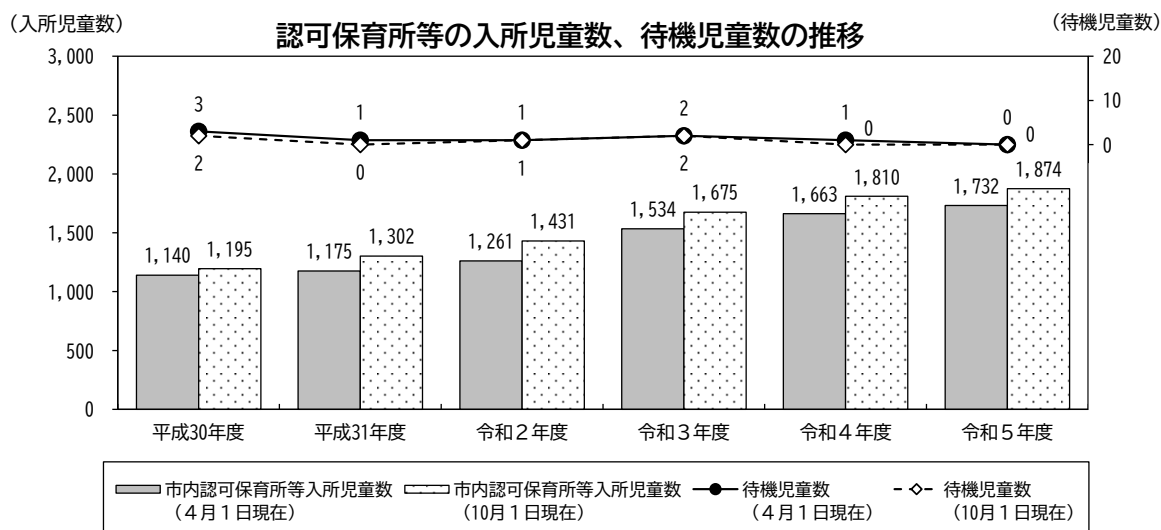
就学前児童の状況



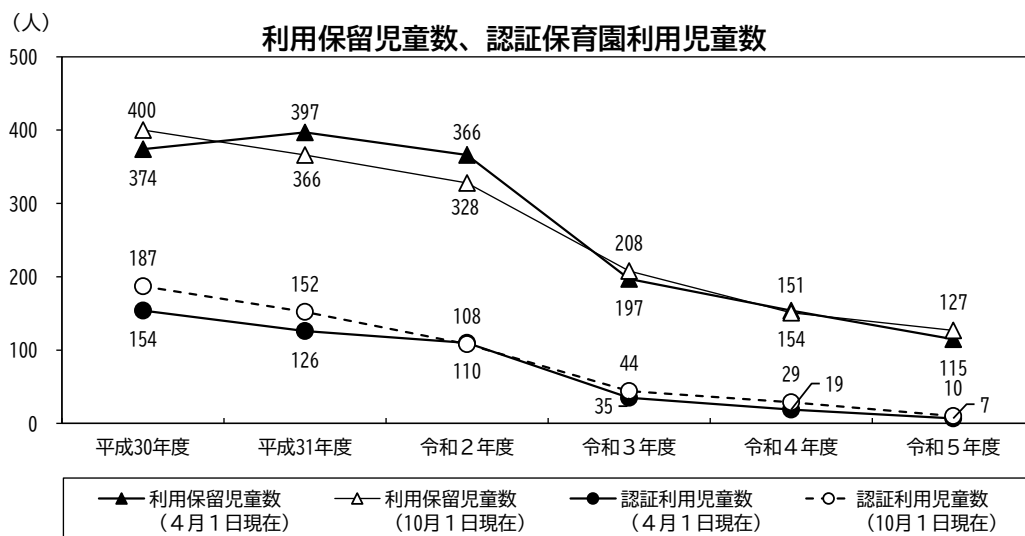
資料：すくすく保育課（令和6年4月1日現在）

(2) 認可保育所及び認証保育園

本市では、保育所の誘致、弾力的な受入れ、定員増等による待機児童への対応を図り、入所児童数は増加傾向にあります。令和5年度の国定義による待機児童数は0人となっています。



資料：すくすく保育課（各年4月1日、10月1日現在）



(単位：人)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
利用保留児童数	374	400	397	366	366	328	197	208	154	151	115	127
認証利用児童数	154	187	126	152	110	108	35	44	19	29	7	10

資料：すくすく保育課（各月4月1日、10月1日現在）

※国定義による待機児童とは

厚生労働省の通知に基づき集計を行っている保育所等の利用申込をしたにも関わらず、定員超過により利用できなかった児童（保留児童）のうち、国の指針に基づいて除いてよいとされている項目（認証保育園等入所者、育休取得者、特定の保育所等のみを希望する児童、近くに空きがあるにも関わらず入所を希望しない児童など）を除いた児童です。

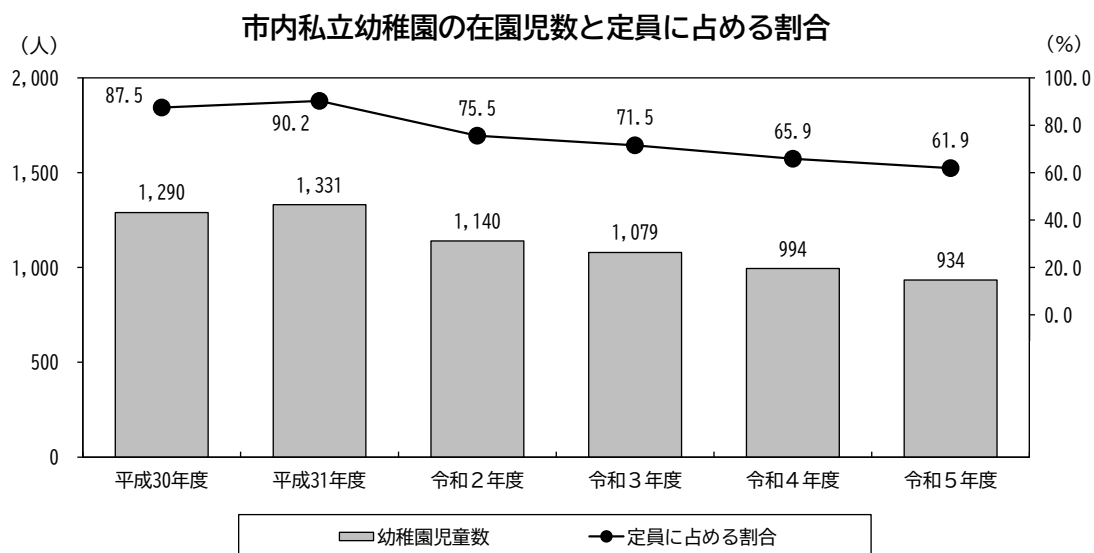
※利用保留児童とは

保育所の利用を希望していて、希望する園に入所できていない児童です。

(3) 幼稚園

本市の市内私立幼稚園の幼稚園児数は、平成 31 年度に 1,300 人を上回りましたが、令和 2 年度から年々減少しています。

令和 5 年 4 月 1 日現在の在園児数は 934 人であり、定員 1,509 人に占める割合は 61.9%となっています。

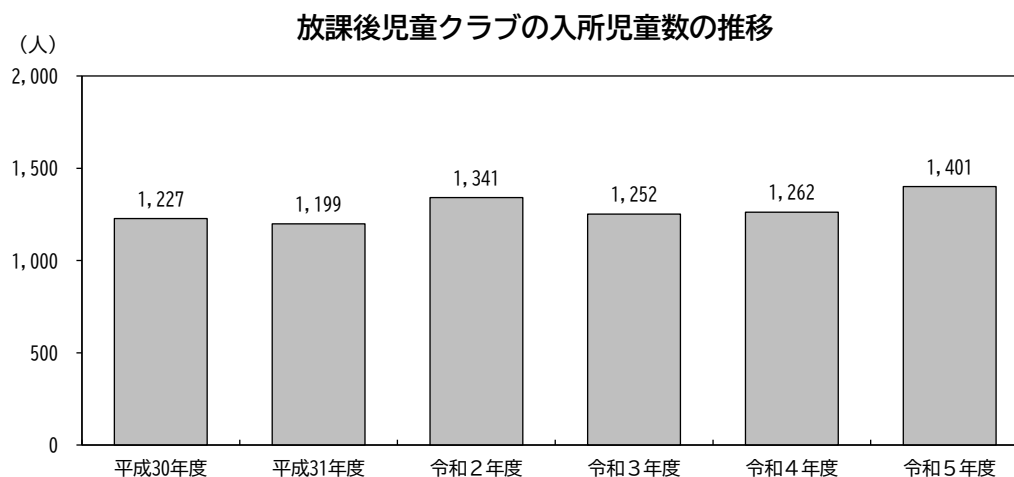


資料：すくすく保育課（各年 4 月 1 日現在）

(4) 放課後児童クラブ

本市の放課後児童クラブの児童数は、小学校在籍児童の約3割程度で、令和5年度は1,401人となっています。

令和6年4月1日現在の放課後児童クラブの定員数1,772人に対し、入所児童数は1,565人となっています。定員に対する入所率が最も高く88.3%となっています。入所率が高い児童クラブは待機児童解消に努め、随時学校の特別教室の一次利用を促進しています。



資料：生涯学習課（各年4月1日現在）

放課後児童クラブの定員・入所児童数・入所率

(単位：人)

児童クラブ	定員	児童数	入所率
公設民営児童クラブ	1,655	1,461	88.3%
民設民営児童クラブ	117	104	88.9%
計	1,772	1,565	88.3%

資料：生涯学習課（令和6年4月1日現在）

第3章 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果

1 調査実施の概要

(1) 調査の目的

第3期守谷市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、市民の皆様の子ども・子育て支援に関するご家庭の実情やニーズ、ご意見等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の設計

① 回答者

守谷市内に在住で、0～5歳までの未就学児童、小学生児童、および妊娠期の方から無作為に抽出し、調査依頼文書を郵送いたしました。

② 調査期間

令和6年3月6日（水）～ 令和6年3月22日（金）

(3) 回収結果

WEB調査	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	1,175 件	472 件	40.2%
就学児童調査	1,175 件	463 件	39.4%
妊娠期調査	131 件	53 件	40.5%

2 調査結果（一部抜粋）

（１）保護者の就労状況について

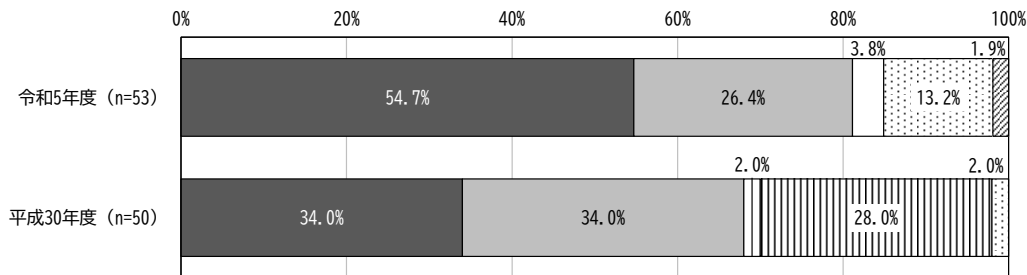
保護者の就労状況をみると、妊娠期の母親では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」をあわせた『フルタイム』は81.1%となっています。

就学前の母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が24.2%で高いものの、『フルタイム』は50.6%となっています。

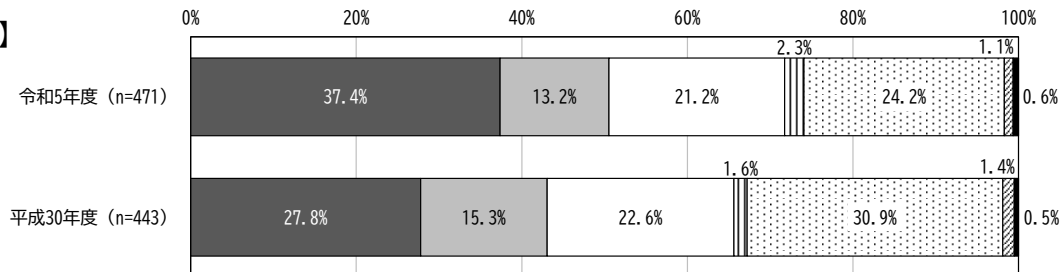
小学生の母親は「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が38.6%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が38.1%となっています。

前回調査に比べて、母親の『フルタイム』での働き方が、増加している傾向にあります。なお、父親については「フルタイム（休業中を含む）」は、妊娠期、就学前、小学生のすべて9割台となっています。

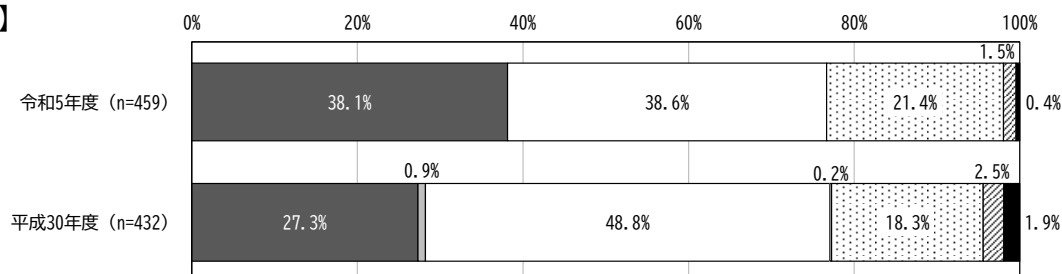
【妊娠期】



【就学前】



【小学生】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

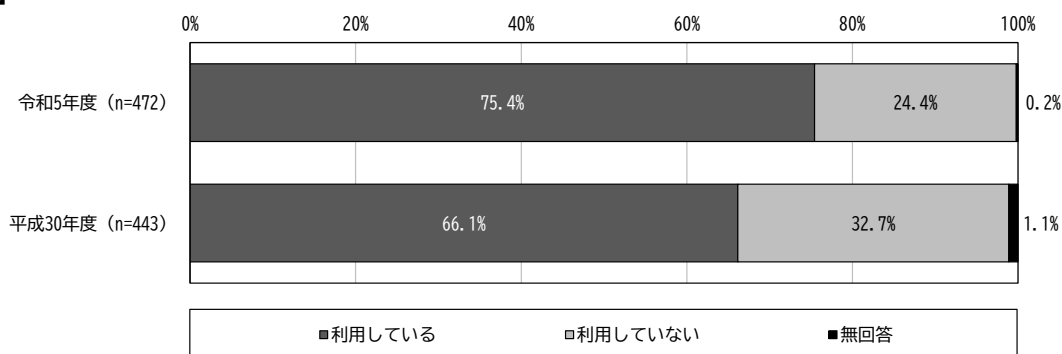
(2) 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況について

現状としての教育・保育の事業の利用状況は、就学前でのみ尋ねました。

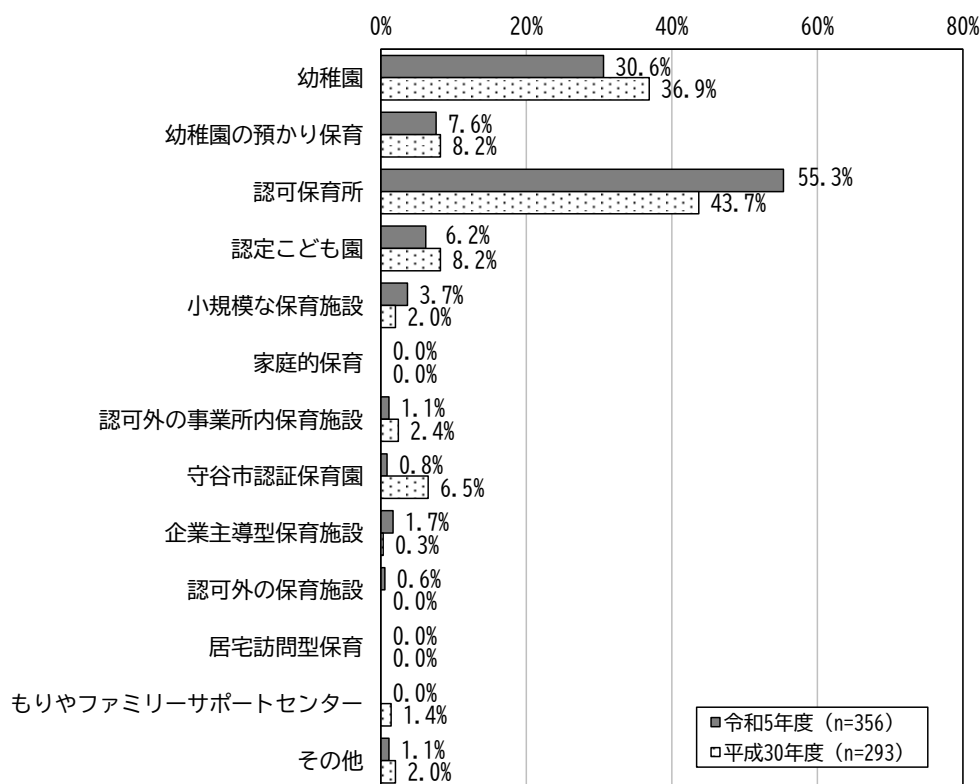
幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の事業を「利用している」は 75.4%で、前回調査と比較すると、9.3ポイント増加しています。

利用している事業の内容は、「認可保育所」が 55.3%と最も多く、次いで「幼稚園」が 30.6%となっています。

【就学前】



【就学前】



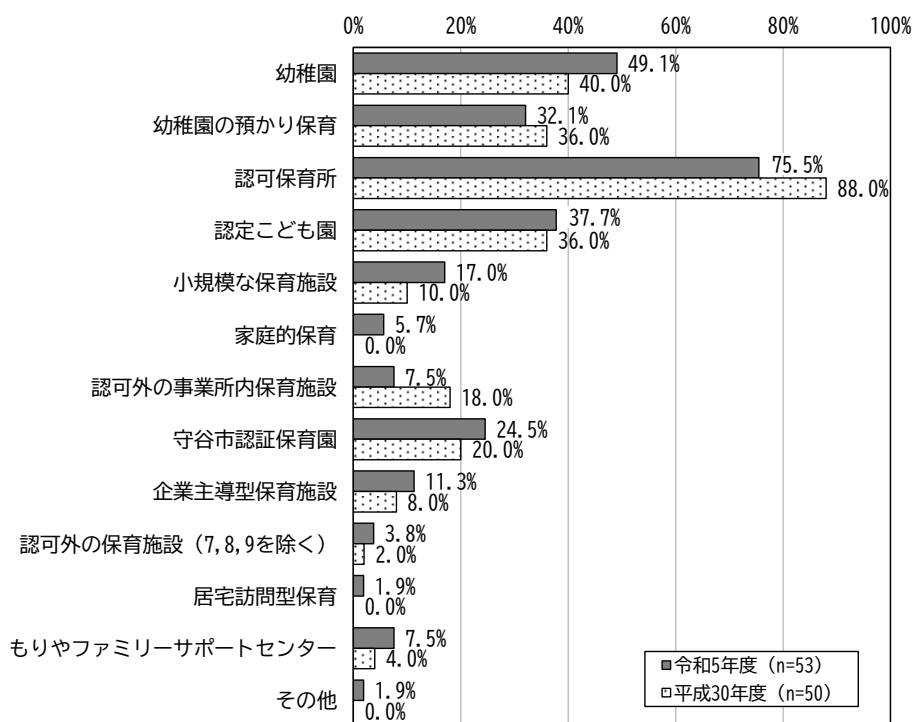
(3) 定期的な教育・保育事業の利用意向について

定期的な教育・保育事業の利用意向については、妊娠期と就学前で尋ねました。

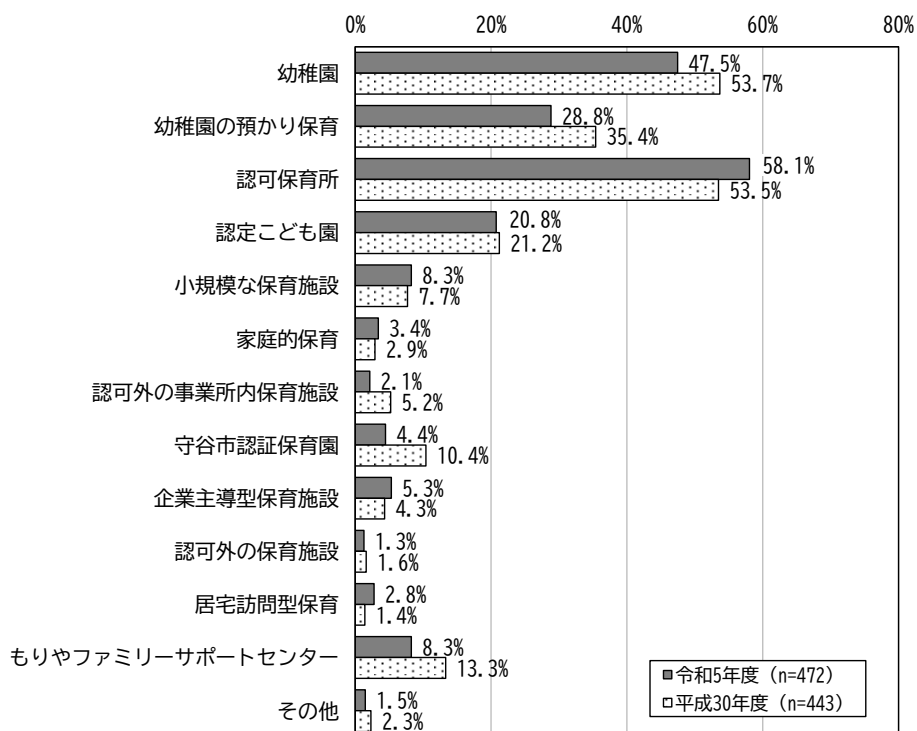
妊娠期では、「認可保育所」が75.5%と最も多く、次いで「幼稚園」が49.1%、「認定こども園」が37.7%となっています。

就学前では、「認可保育所」が58.1%と最も多く、次いで「幼稚園」が47.5%、「幼稚園の預かり保育」が28.8%となっています。

【妊娠期】



【就学前】



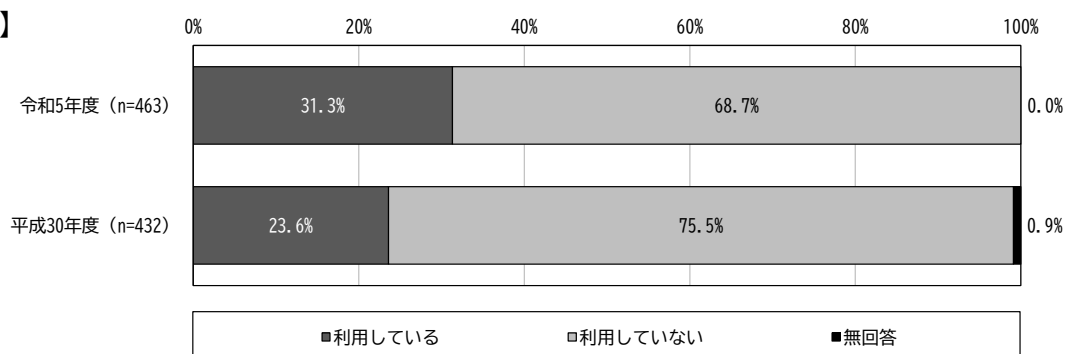
(4) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の利用状況について

放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が31.3%となっており、前回調査から7.7ポイント増加しています。また、利用日数は「5日」が4割と最も多くなっています。

放課後子ども教室の利用希望（令和2年5月から令和6年8月まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため休止）は、「利用したい」が38.4%となっています。

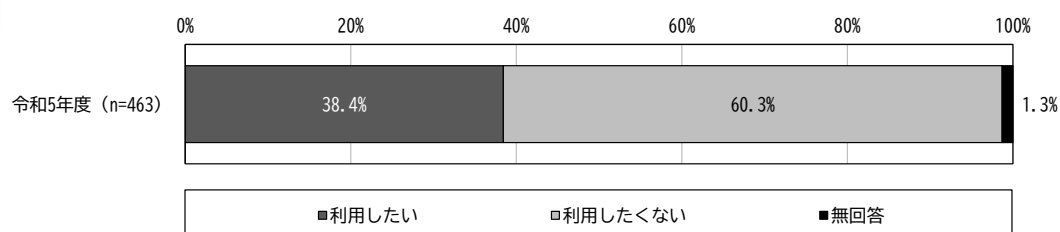
放課後児童クラブの利用状況

【小学生】



放課後子ども教室の利用希望

【小学生】

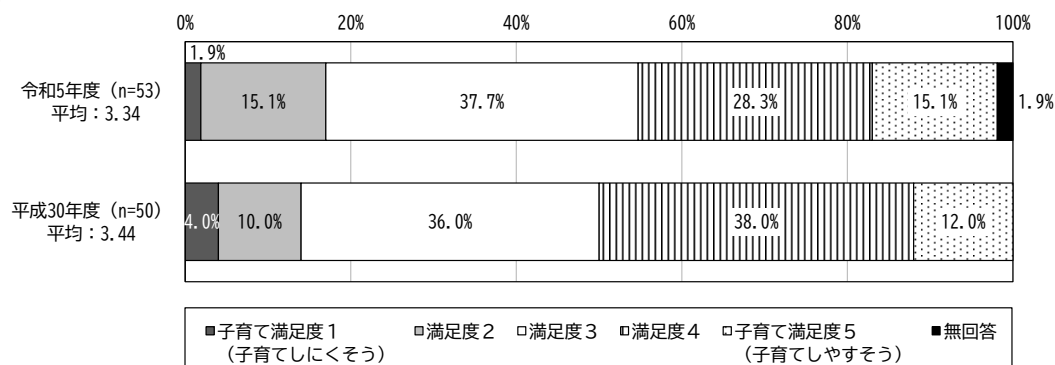


(5) 子育ての環境や支援への満足度について

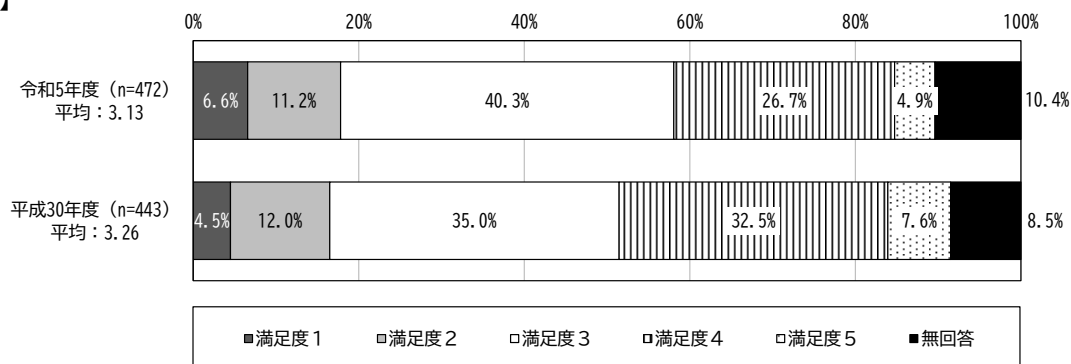
子育ての環境や支援への満足度を5段階評価で聞いた平均点は、妊娠期が 3.34 点、就学前が 3.13 点、小学生が 3.03 点で、妊娠期が最も高くなっています。

前回調査と比べると、妊娠期、就学前、小学生のすべてが減少しています。

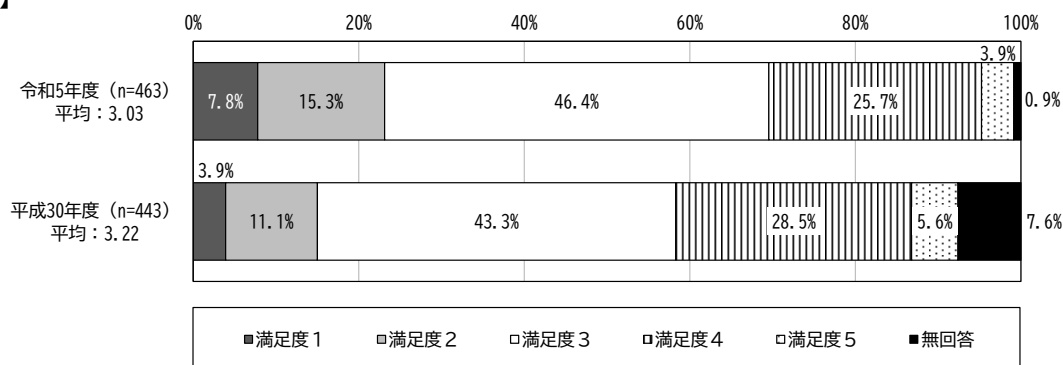
【妊娠期】



【就学前】



【小学生】



第 3 部

守谷市子ども・子育て支援事業計画の概要

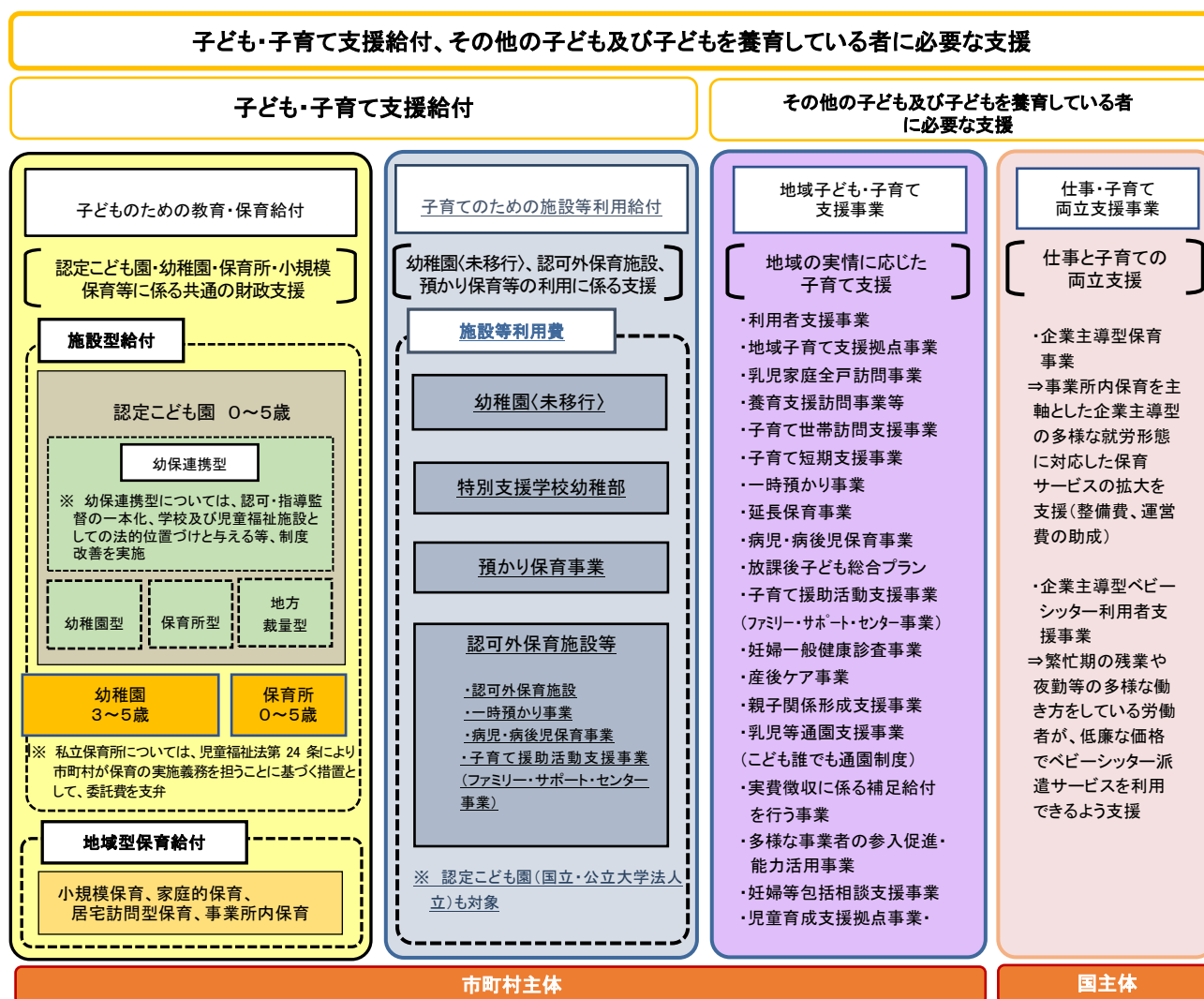
第1章 制度の概要

1 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度であり、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。

その中で、市町村主体となるのは、「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

制度における給付・事業の全体像



(1) 子ども・子育て支援給付

① 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

◆施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」等の特定教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

施設型給付

名 称	対象年齢	概 要
幼稚園	3～5歳	3歳から就学前の子どもに適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。学校教育法に基づいています。 通常の就園時間の利用、幼稚園の預かり保育、通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ。 子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
保育所	0～5歳	保護者の労働や疾病などの事由により保育に欠ける0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のものです。児童福祉法に基づきます。 0～2歳の住民税非課税世帯及び3歳以上は利用料無償となります。
認定こども園	0～5歳	幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設です。 0～2歳の住民税非課税世帯及び3歳以上は利用料無償となります。

◆地域型保育給付

市による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

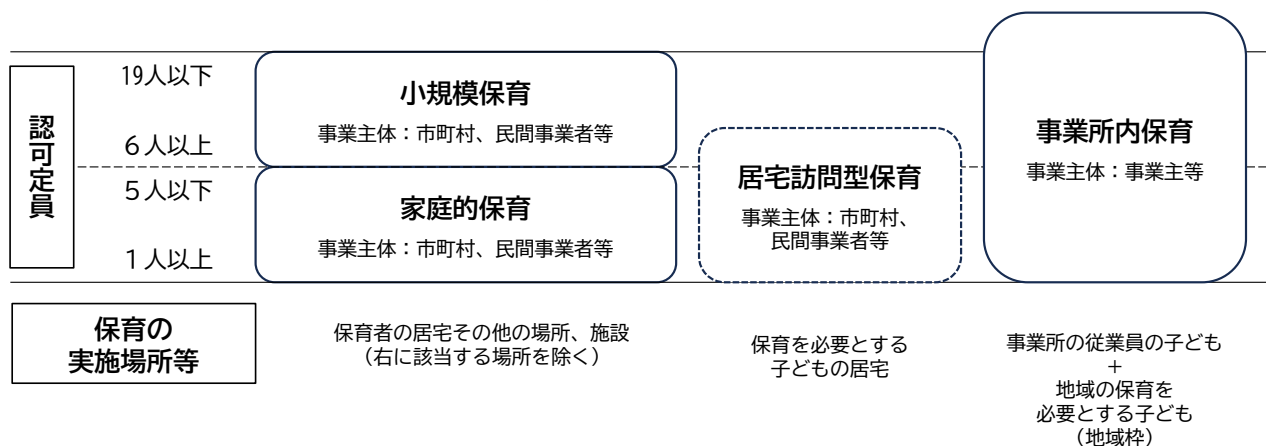
地域型保育給付

名 称	対象年齢	概 要
小規模保育事業	0～2歳	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とした施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上 19人以下です。
家庭的保育事業		主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者※の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。
居宅訪問型保育事業		主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業です。
事業所内保育事業		事業主（企業）等が、主に満3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。

※家庭的保育者

市が行う研修を修了した保育士その他の内閣府令で定める者であって、保育を必要とする乳幼児の保育を行う者として市が適当と認めるもの。

地域型保育事業の構成



② 子育てのための施設等利用給付

「幼稚園（施設型給付を受けない）」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

子育てのための施設等利用給付

名 称	対象年齢	利用支援の内容
幼稚園 (施設型給付を受けない)	3～5歳児	新制度の幼稚園においては、月額2.57万円までの利用者負担額が無償化となります。
特別支援学校の 幼稚部	3～5歳児	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援(いわゆる障がい児通園施設)を利用する子どもたちについて、利用料が無償化となります。
預かり保育事業	3～5歳児	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの利用料が無償化となります。
認可外保育施設	0～5歳児	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、月額3.7万円までの利用料が無償化となります。 0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化となります。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業	0～5歳児	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、月額3.7万円(3歳から5歳までの場合)まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

■子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法について検討を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 19 事業定められており、その 19 事業は交付金の対象となります。

◆地域子ども・子育て支援事業で定められている 19 事業

- ① 妊婦一般健康診査事業 (P86 参照)
- ② 乳児家庭全戸訪問事業 (P71 参照)
- ③ 産後ケア事業 (P87 参照)
- ④ 妊婦等包括相談支援事業 (P91 参照)
- ⑤ 利用者支援事業 (P67 参照)
- ⑥ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (P91 参照)
- ⑦ 養育支援訪問事業 (P72 参照)
- ⑧ 子育て世帯訪問支援事業 (P73 参照)
- ⑨ 子育て短期支援事業 (P74 参照)
- ⑩ 親子関係形成支援事業 (P89 参照)
- ⑪ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (P84 参照)
- ⑫ 地域子育て支援拠点事業 (P69 参照)
- ⑬ 一時預かり事業 (P75 参照)
- ⑭ 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (P90 参照)
- ⑮ 延長保育事業 (P78 参照)
- ⑯ 病児・病後児保育事業 (P80 参照)
- ⑰ 放課後子ども総合プラン (P81 参照)
- ⑱ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (P91 参照)
- ⑲ 児童育成支援拠点事業 (P91 参照)

2 保育認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定に応じて、施設や事業などの利用先が異なります。

(1) 認定区分

認定は次の6つの区分で行われます。

認定区分		対象者	対象施設
子どものための教育・保育給付	1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	施設型給付を受ける幼稚園 認定こども園
	2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
	3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 家庭的保育事業等
子育てのための施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外	施設型給付を受けない幼稚園※ 特別支援学校等幼稚部
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	認定こども園、施設型給付を受けない幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

※施設型給付を受けない幼稚園

施設型給付は幼稚園が一定の基準を満たしていると認められる支援です。

施設型給付を受けない私立幼稚園は、その制約を受けないため、より自由に教育方針を設定することが可能となる施設です。

※新1号、新2号、新3号

幼児教育の無償化の対象となるために必要となる認定区分です。

「新1号」は従来制度幼稚園を利用する満3歳以上の児童で、預かり保育を利用せず通常教育時間のみを利用する場合などに該当します。

「新2号」は施設型給付を受けない幼稚園・施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園の預かり保育や、認可外保育施設等を利用する児童が無償化の対象となるために受ける認定区分であり、利用開始年度の4月1日時点で3歳以上であり、保育の必要性が認められることが要件となります。

「新3号」は利用施設等や保育の必要性の要件については新2号と同様ですが、施設の利用を開始する年度の4月1日時点で3歳未満であり、かつ住民税非課税世帯等に属する子どもが該当します。

(2) 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号、新2号、新3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては、以下の3点について基準を策定します。

① 事由

ア. 就労

フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

イ. 就労以外の事由

保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、また、それに類するものとして市が定める事由

② 区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

ア. 保育標準時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（現行の11時間の開所時間に相当）

イ. 保育短時間

主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（本市では、下限時間を64時間以上と設定）

③ 優先利用

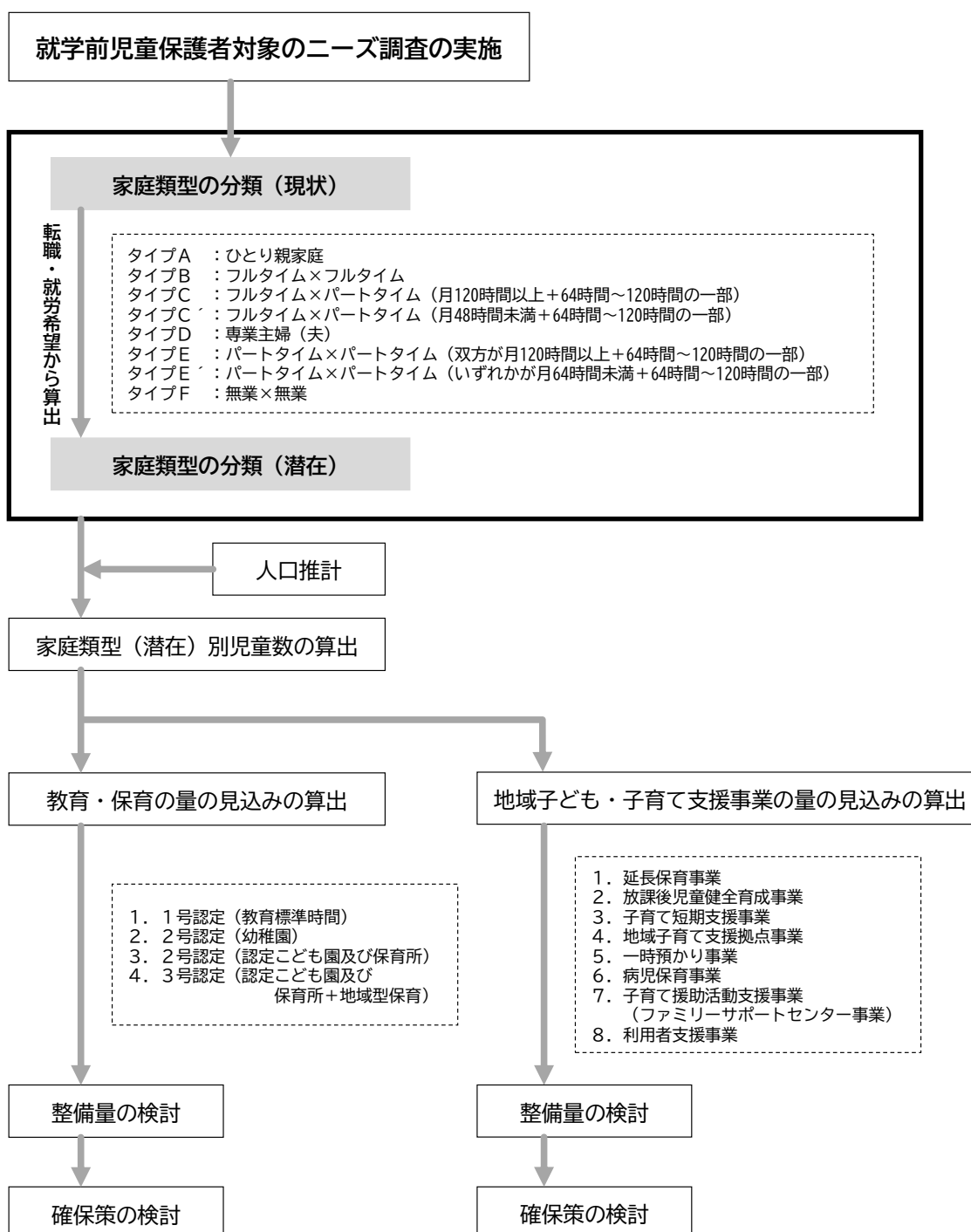
虐待のおそれのあるケースの子ども等

第2章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計

1 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、就学前児童保護者対象のニーズ調査結果を基に、次の手順で推計するとともに、地域の実態に応じて変更することも認められていることから、本市の近年の傾向を加味して算出しました。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計フロー



2 家庭類型（現状・潜在）

（１）家庭類型（現状・潜在）の算出

教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するに当たり国の手引きに従い、就学前児童保護者に実施したニーズ調査の結果から、両親の就労形態等の項目より家庭類型を整理しました。家庭類型の種類の、タイプAからタイプFの8種類です。

家庭類型（現状）は前回から今回にかけて、タイプC（フルタイム×パートタイム）が大きく増加し、タイプDが大きく減少しているのが特徴です。

家庭類型（現状）の割合

		前回	今回
タイプA	ひとり親家庭	1.9%	2.0%
タイプB	フルタイム×フルタイム	45.4%	49.1%
タイプC	フルタイム×パートタイム （月 120 時間以上＋64 時間～120 時間の一部）	10.6%	16.5%
タイプC′	フルタイム×パートタイム （月 48 時間未満＋64 時間～120 時間の一部）	5.4%	7.0%
タイプD	専業主婦（夫）	36.4%	24.7%
タイプE	パートタイム×パートタイム （双方が月 120 時間以上＋64 時間～120 時間の一部）	0.0%	0.0%
タイプE′	パートタイム×パートタイム （いずれかが 64 時間未満＋64 時間～120 時間の一部）	0.0%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.3%	0.7%

家庭類型（現状）に、就学前保護者対象のニーズ調査の転職希望、1年以内の就労希望等の意向を反映させて家庭類型（潜在）を算出します。

現状と同様に、前回から今回にかけて、タイプC（フルタイム×パートタイム）が大きく増加し、タイプDが大きく減少しているのが特徴です。

家庭類型（潜在）の割合

		前回	今回
タイプA	ひとり親家庭	1.9%	2.0%
タイプB	フルタイム×フルタイム	49.5%	50.7%
タイプC	フルタイム×パートタイム （月 120 時間以上＋64 時間～120 時間の一部）	10.1%	16.7%
タイプC′	フルタイム×パートタイム （月 48 時間未満＋64 時間～120 時間の一部）	11.1%	8.8%
タイプD	専業主婦（夫）	27.4%	21.3%
タイプE	パートタイム×パートタイム （双方が月 120 時間以上＋64 時間～120 時間の一部）	0.0%	0.0%
タイプE′	パートタイム×パートタイム （いずれかが 64 時間未満＋64 時間～120 時間の一部）	0.0%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.0%	0.5%

(2) 家庭類型（潜在）別児童数の算出

令和 11 年の推計児童数に家庭類型（潜在）の割合を乗じて、家庭類型（潜在）別児童数を算出します。令和 11 年度の 0～5 歳の家庭類型（潜在）別児童数は次のとおりです。

家庭類型（潜在）別児童数＜令和 11 年度＞

区 分		推計 児童数		家庭類型 （潜在） 割合		家庭類型 （潜在） 別児童数
タイプA	ひとり親家庭	3,266 人	×	2.0%	=	66 人
タイプB	フルタイム×フルタイム		×	50.7%	=	1,655 人
タイプC	フルタイム×パートタイム （月 120 時間以上+64 時間～ 120 時間の一部）		×	16.7%	=	547 人
タイプC´	フルタイム×パートタイム （月 48 時間未満+64 時間～ 120 時間の一部）		×	8.8%	=	288 人
タイプD	専業主婦（夫）		×	21.3%	=	695 人
タイプE	パートタイム×パートタイム （双方が月 120 時間以上+ 64 時間～120 時間の一部）		×	0.0%	=	0 人
タイプE´	パートタイム×パートタイム （いずれかが 64 時間未満+ 64 時間～120 時間の一部）		×	0.0%	=	0 人
タイプF	無業×無業		×	0.5%	=	15 人

3 施設型給付・地域型保育給付の展開に当たっての考え方

施設型給付・地域型保育給付を展開するに当たって、令和5年度末時点での施設の利用者数や利用保留児童の状況等に基づき、令和11年度に向けて次のとおり設定します。

(1) 保育事業を利用希望（滞在含む）の量の見込み

守谷市の保育所等への入所は、入所予約制度を採用しており、国の手引きにより算出された量の見込みで算出せずに、実情に応じた方法により算出しました。

令和7年度の量の見込みは、令和6年3月末時点の要保育率（保育施設利用者＋利用保留児童数（育児休業延長希望者を除く）／就学前児童数）の実績等を基に算出しています。

令和8年度以降の量の見込みは、令和5年4月時点の保育利用申込者数が1,969人から令和6年4月時点の保育利用申込者数が1,952人に減少していることや女性の就業率の上昇を見込んで、令和7年度と同じ要保育率を基に算出しています。

■令和6年3月末時点の要保育率

	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	計
令和5年度末時点の保育施設利用者と利用保留児童（育児休業延長希望者を除く）の人数（A）	261	327	386	1,296	2,270
令和5年4月1日就学前児童数（B）	517	550	587	2,053	3,707
要保育率 A/B	50.5%	59.5%	65.8%	63.1%	61.2%

(2) 教育事業を利用希望の量の見込み

教育ニーズの算出にあたっては、令和6年度の教育、保育事業を利用した割合（99.28%）を3～5歳児の人口に乗じた人数から、(1)により算出した保育事業を利用希望（滞在含む）の量の見込みを引いた人数を令和7年度以降のニーズとしました。

4 教育・保育の量の見込み及び確保方策

市内に居住する児童の教育・保育の量の見込み及び確保方策は次のとおりです。

市内に居住する児童の教育・保育量の量の見込みの内訳

(人)

			市内に居住する児童				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	見込み(①)		670	646	639	635	628
	確保方策 (②)	施設型給付	480	462	462	462	462
		地域型保育給付					
		企業主導型保育施設					
		認可外(地方単独含む)					
		施設型給付を受けない幼稚園	835	835	835	835	835
		合計	1,315	1,297	1,297	1,297	1,297
	②－①		645	651	658	662	669
2号	見込み(①)		1,167	1,128	1,119	1,110	1,097
	確保方策 (②)	施設型給付	1,138	1,165	1,165	1,162	1,162
		地域型保育給付					
		企業主導型保育施設	48	48	48	48	48
		認可外(地方単独含む)	9	9	9	9	9
		施設型給付を受けない幼稚園					
		合計	1,195	1,222	1,222	1,219	1,219
	②－①		28	94	103	109	122
3号	見込み(①)		966	960	938	919	900
	確保方策 (②)	施設型給付	808	820	820	820	820
		地域型保育給付	103	103	103	103	103
		企業主導型保育施設	57	57	57	57	57
		認可外(地方単独含む)	54	54	54	54	54
		施設型給付を受けない幼稚園					
		合計	1,022	1,034	1,034	1,034	1,034
	②－①		56	74	96	115	134
合計	見込み(①)		2,803	2,734	2,696	2,664	2,625
	確保方策 (②)	施設型給付	2,426	2,447	2,447	2,444	2,444
		地域型保育給付	103	103	103	103	103
		企業主導型保育施設	105	105	105	105	105
		認可外(地方単独含む)	63	63	63	63	63
		施設型給付を受けない幼稚園	835	835	835	835	835
		合計	3,532	3,553	3,553	3,550	3,550
	②－①		729	819	857	886	925

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは次のとおりです。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	実績	推計				
			令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者支援事業	こども家庭センター型	箇所	—	1	1	1	1	1
	基本型	箇所	4	4	6	6	6	6
地域子育て支援拠点事業		延べ人数/年	45,869	45,499	45,361	44,306	43,390	42,529
乳児家庭全戸訪問事業		人	414	470	463	451	444	435
養育支援訪問事業		人	12	15	15	15	15	15
子育て世帯訪問支援事業		延べ人数/年	0	1	1	1	1	1
子育て短期支援事業（ショートステイ）		延べ人数/年	62	60	60	60	60	60
一時預かり事業	幼稚園の預かり保育	延べ人数/年	6,616	4,128	3,983	3,943	3,914	3,872
	一時預かり（ファミサポの 未就学児童利用含む）	延べ人数/年	1,209	1,184	1,158	1,139	1,124	1,107
延長保育事業		延べ人数/年	14,762	14,529	14,213	13,980	13,789	13,581
病児・病後児保育事業（緊サポ含む）		延べ人数/年	240	250	250	250	250	250
放課後子ども教室事業		延べ人数/月	0	462	462	454	445	435
放課後児童 健全育成事業 （児童クラブ）	低学年	延べ人数/月	1,009	922	921	882	858	830
	高学年	延べ人数/月	430	541	540	540	548	553
ファミリー・サポート・センター事業 （就学児のみ）		延べ人数/年	1,401	1,602	1,593	1,553	1,510	1,476
妊産婦一般健康診査事業		延べ人数/年	7,198	7,560	7,349	7,237	7,096	7,040
産後ケア事業	ショートステイ宿泊型	延べ人数/年	134	135	135	135	135	135
	デイケア通所型	延べ人数/年	25	40	40	40	40	40
	訪問型	延べ人数/年	222	250	250	250	250	250
親子関係形成支援事業		実人数/年	17	102	102	102	102	102
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		延べ時間/月	—	—	601	588	576	566

※各年度を通じての見込みです。

第4部

施設型・地域型保育給付等事業計画

第1章 施設型給付・地域型保育給付

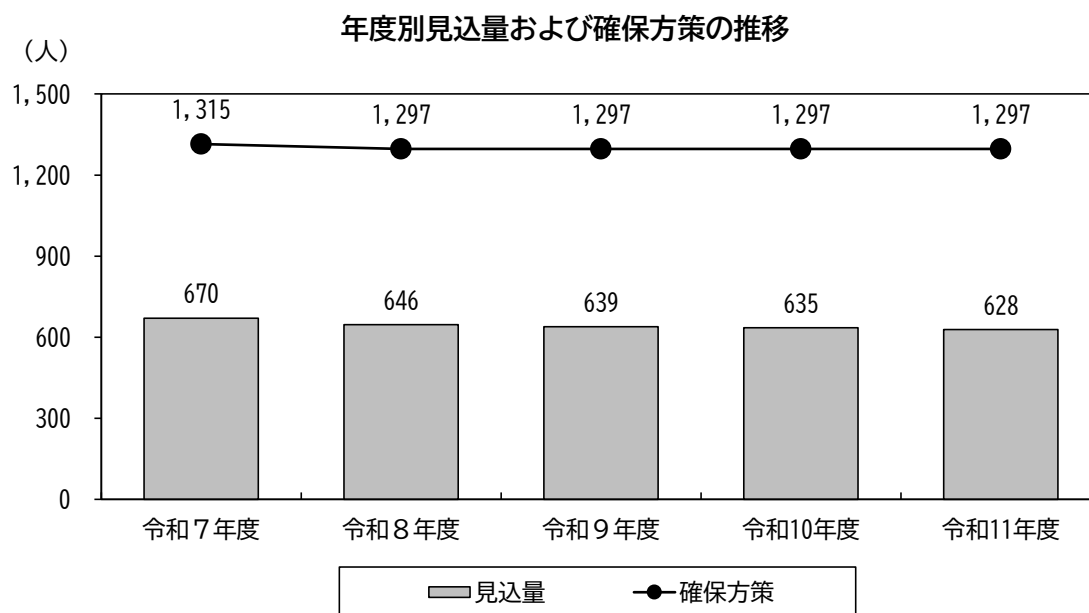
1 1号認定（3歳～5歳：教育ニーズ）

幼稚園については、既存施設で確保ができています。令和8年度に1園が認定こども園に移行する予定です。これにより1号の確保方策は減少しますが、2号の確保方策は増加します。第2期に引き続き保育機能を併せ持つ認定こども園への移行を推進します。

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
①量の見込み	670	646	639	635	628
②確保方策	1,315	1,297	1,297	1,297	1,297
認定こども園、幼稚園	480	462	462	462	462
施設型給付を受けない幼稚園	835	835	835	835	835
②－①	645	651	658	662	669



【見込量算出】

教育・保育施設の量の見込み（第3部 第2章 4 教育・保育量の見込み）により、当事業の量の見込みを算出。

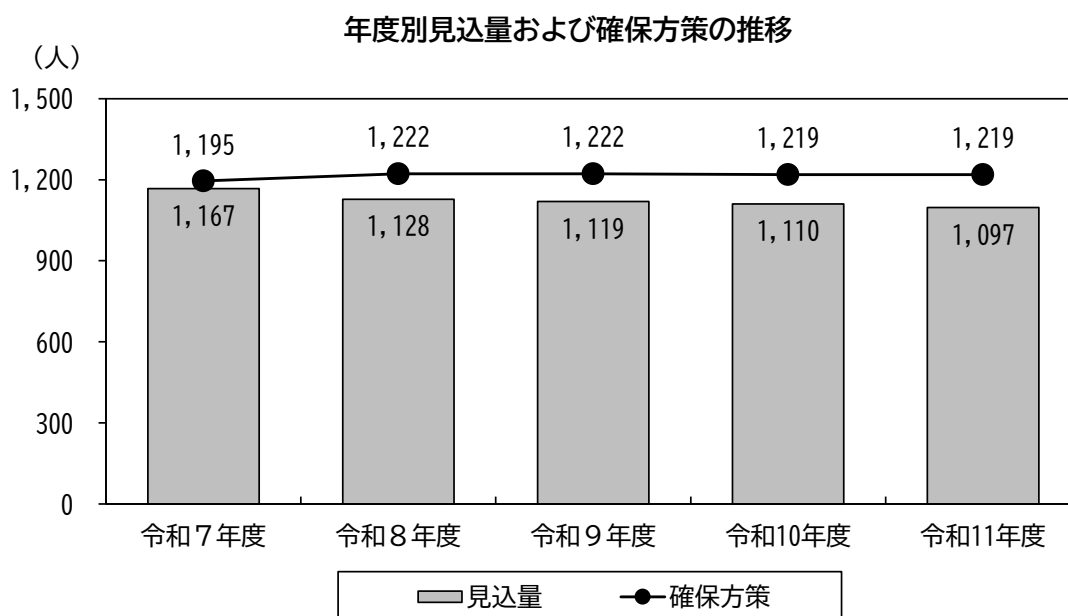
2 2号認定（3歳～5歳：保育ニーズ）

令和8年に1園が幼稚園から認定こども園に移行する予定のため、受け皿は拡大していきます。既存施設で確保ができているため、新設開所は行いません。

【年度別見込量】

（単位：人）

	令和7年度 （推計）	令和8年度 （推計）	令和9年度 （推計）	令和10年度 （推計）	令和11年度 （推計）
①量の見込み	1,167	1,128	1,119	1,110	1,097
②確保方策	1,195	1,222	1,222	1,219	1,219
認定こども園、保育園	1,138	1,165	1,165	1,162	1,162
企業主導型保育施設	48	48	48	48	48
認可外保育施設 （認証保育制度含む）	9	9	9	9	9
②－①	28	94	103	109	122



【見込量算出】

教育・保育施設の量の見込み（第3部 第2章 4 保育事業を利用希望（滞在含む）の量の見込み）により、当事業の量の見込みを算出。

3 3号認定（0歳～2歳：保育ニーズ）

令和7年度は、常態的に利用定員まで児童の受け入れが出来ていない5施設が、定員の見直しを行うため減少します。また、事業所内託児所（認可外保育施設）が、事業所内保育事業所に移行することで地域の保育を必要とする子どもを受け入れる枠（地域枠）を設け、児童の受け入れをするため増加します。

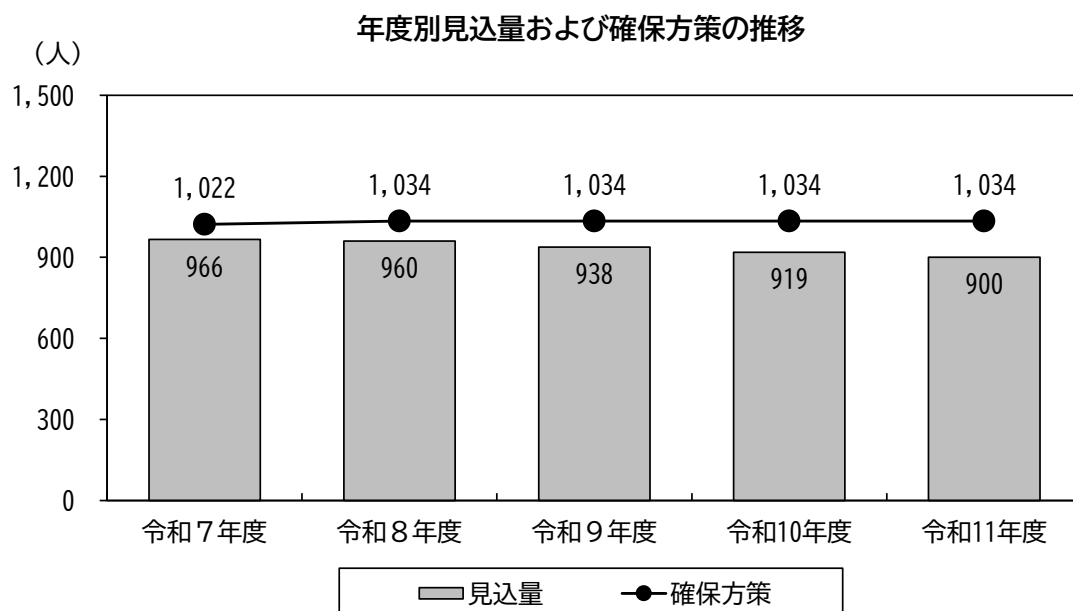
令和8年度は、幼稚園が認定こども園に移行することで、受け皿が増加します。

既存施設で確保ができているため、新設開所は行いません。

【年度別見込量】

（単位：人）

	令和7年度 （推計）	令和8年度 （推計）	令和9年度 （推計）	令和10年度 （推計）	令和11年度 （推計）
①量の見込み	966	960	938	919	900
②確保方策	1,022	1,034	1,034	1,034	1,034
認定こども園、保育園	808	820	820	820	820
地域型保育事業	103	103	103	103	103
企業主導型保育施設	57	57	57	57	57
認可外保育施設 （認証保育制度含む）	54	54	54	54	54
②－①	56	74	96	115	134



【見込量算出】

教育・保育施設の量の見込み（第3部 第2章 4 教育・保育量の見込み）により、当事業の量の見込みを算出。

第 5 部 地域子ども・子育て支援事業計画

第1章 相談支援

1 利用者支援事業

○こども家庭センター型

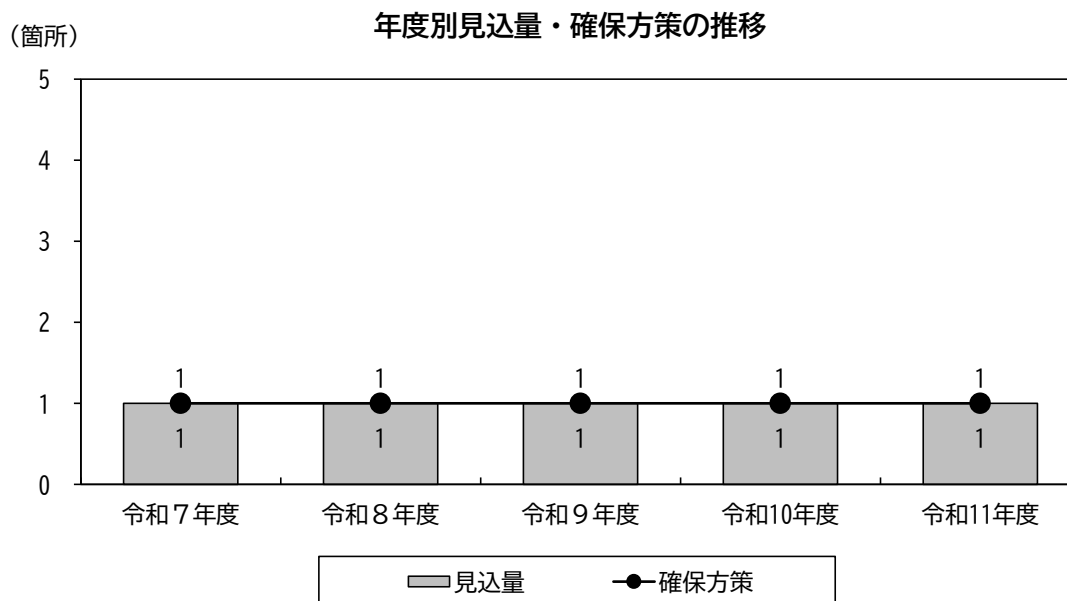
児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点と母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターの両機能を有し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う事業です。

本市では、平成30年度に子育て世代包括支援センター（基本型と母子保健型の併設）を設置し、令和2年度に子ども家庭総合支援拠点を設置してきましたが、令和6年度から、両方の機能を統合したこども家庭センターを設置しています。

【年度別見込量】

（単位：箇所）

	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0



【見込量算出】

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みを算出（「箇所数」で設定）。

○基本型

妊婦及び乳幼児とその保護者の子育てに関する個別ニーズを把握し、必要な情報の提供や相談対応、関係機関の利用支援等を行います。

令和5年度から、市内の子育て支援拠点事業所に委託し、伴走型相談支援事業（ハローベビー）を行い、生後2か月児を持つ保護者の交流や育児相談の場を提供するとともに子育て支援拠点や保育所の利用等の支援を行っています。

【実績】

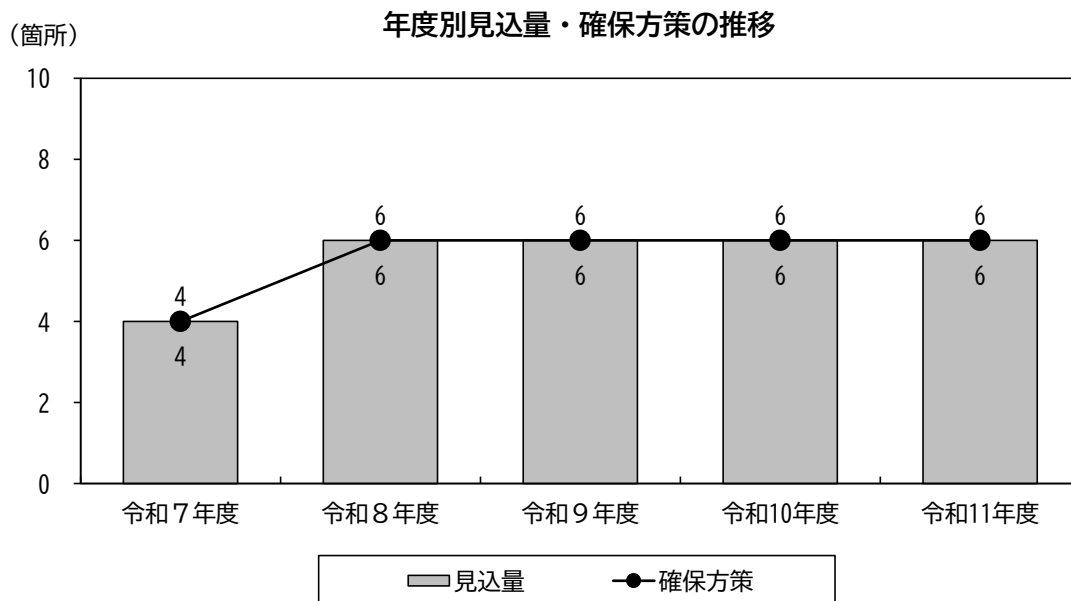
（単位：箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 箇所数	1	1	1	4

【年度別見込量】

（単位：箇所）

	令和7年度 （推計）	令和8年度 （推計）	令和9年度 （推計）	令和10年度 （推計）	令和11年度 （推計）
① 量の見込み	4	6	6	6	6
② 確保方策	4	6	6	6	6
②－①	0	0	0	0	0



【見込量算出】

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みを算出（「箇所数」で設定）。

2 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行っています。

令和6年度現在で、「守谷市地域子育て支援センター夢っこひろば」、「あそびの森もりっ子」、「南守谷児童センター（ミ・ナーデ）」、「北守谷児童センター（キ・ターレ）」、「守谷駅前親子ふれあいルーム（エ・ガーオ）」、「まつやま保育園（ねっこ守谷）」、「そらまい守谷保育園(soramaiKIDS）」、「守谷どろんどろん保育園（ちきんえっぐ）」の8箇所で実施しています。

市の直営である「守谷市地域子育て支援センター夢っこひろば」は、地域的な補完のため市内5箇所で「出前ひろば」を実施しています。

【実績】

(単位：延べ人数／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 量の実績	9,084	26,420	30,329	45,869
② 箇所数	5	7	7	8

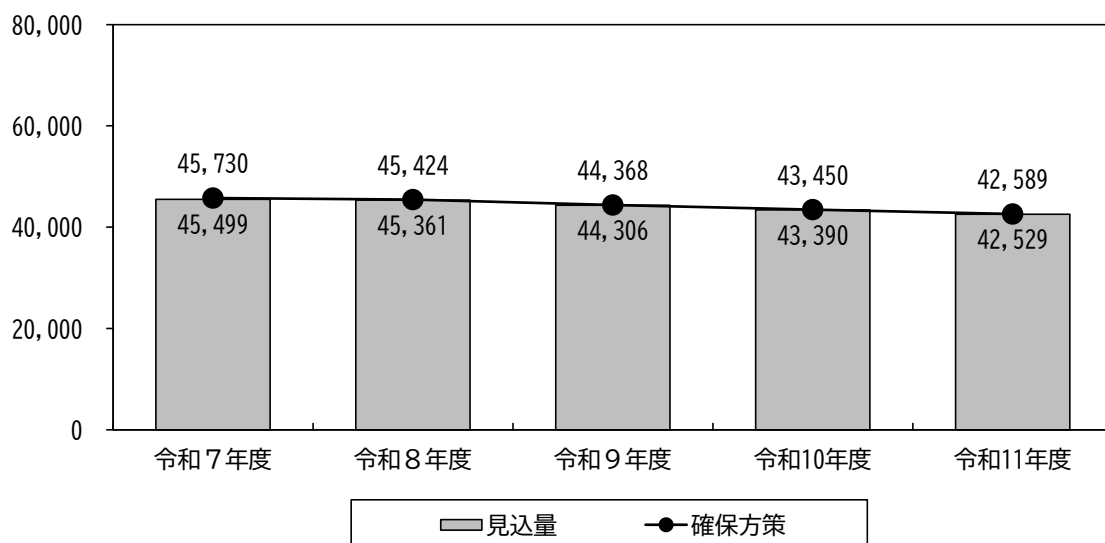
【年度別見込量】

(単位：延べ人数／年)

		令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
① 量の見込み		45,499	45,361	44,306	43,390	42,529
② 確保方策	延べ人数/年	45,730	45,424	44,368	43,450	42,589
	箇所	8	8	8	8	8
② — ①		231	63	62	60	60

(延べ人数／年)

年度別見込量・確保方策の推移



【見込量算出】

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向
全ての家庭類型	0～2歳	利用意向率×利用意向回数

○計算式

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人）」

○利用意向率

「地域子育て支援拠点事業」を現在利用している者と、今後利用したい者の割合

○利用意向回数

現在利用している者、今後利用したい者、今後利用日数を増やしたい者の月当たり平均利用回数

第2章 訪問系事業

1 乳児家庭全戸訪問事業

おやこ保健課の保健師等が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行います。

【実績】

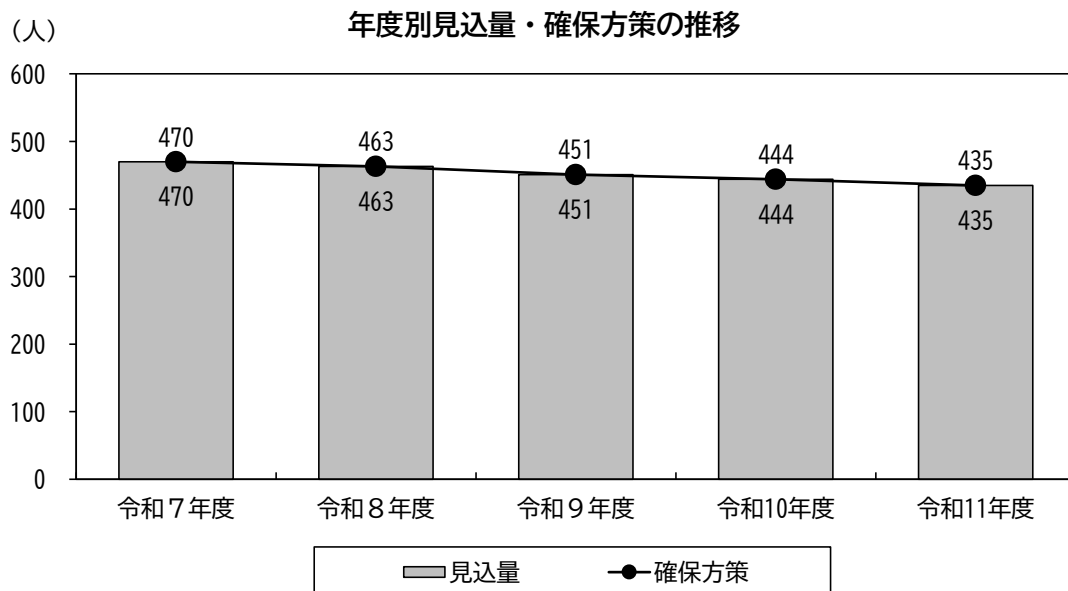
(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 量の実績	417	469	490	414

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
① 量の見込み	470	463	451	444	435
② 確保方策	470	463	451	444	435
②－①	0	0	0	0	0



【見込量算出】

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(令和4年度と令和5年度の訪問実施率の平均値)を勘案して、当事業の量の見込みを算出。

2 養育支援訪問事業

様々な原因で養育が困難になり、養育支援が特に必要と認められる家庭の乳幼児及びその養育者に対して具体的な育児に関する技術指導や養育者の精神的な支援等を一定期間行う事業です。

【実績】

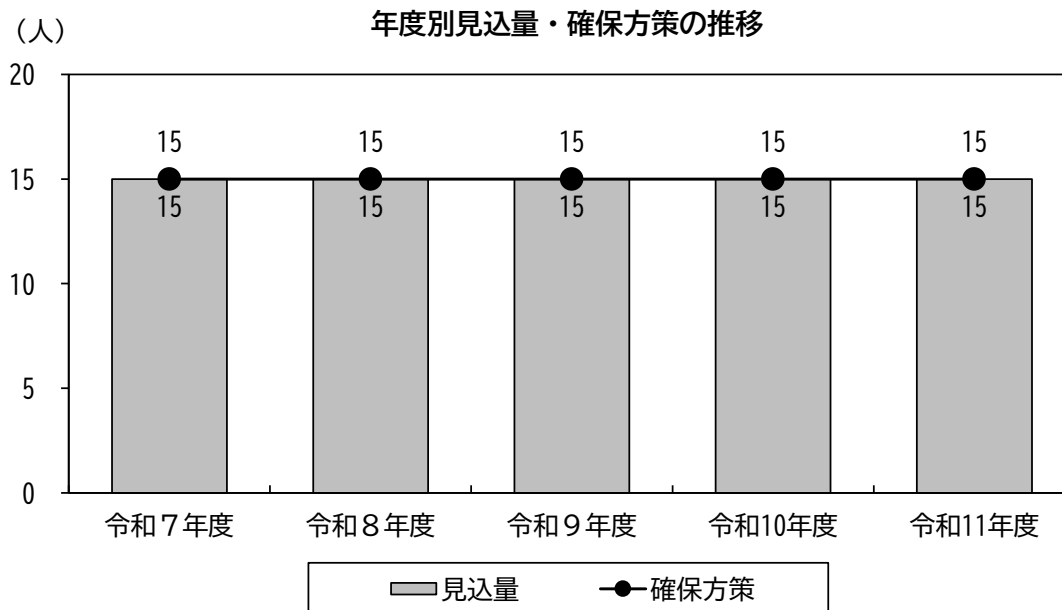
(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 量の実績	1	2	0	12

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
① 量の見込み	15	15	15	15	15
② 確保方策	15	15	15	15	15
②－①	0	0	0	0	0



【見込量算出】

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みを算出。

3 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に対して不安や負担を抱え、支援が特に必要と認められる家庭に対して、ヘルパーやベビーシッター等が居宅を訪問して家事や育児の支援を行う事業です。本市では、令和5年度からこの事業を開始しています。

【実績】

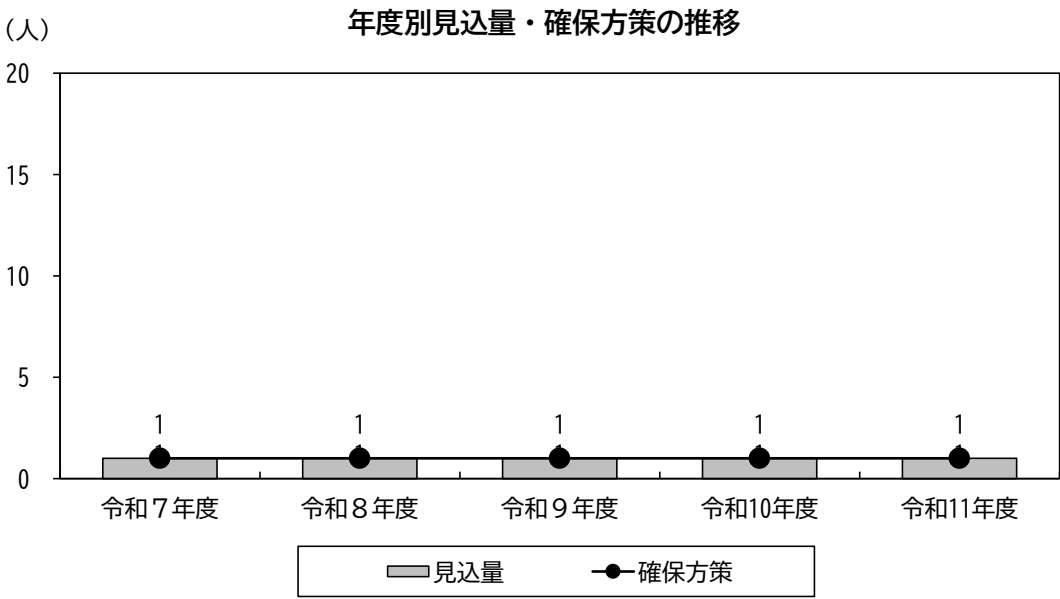
(単位：延べ人数／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 量の実績	—	—	—	0

【年度別見込量】

(単位：延べ人数／年)

	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保方策	1	1	1	1	1
② — ①	0	0	0	0	0



【見込量算出】

令和5年度、令和6年度の利用実績を勘案して、当事業の量の見込みを算出。

第3章 通所系事業

1 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、養育里親家庭及び施設において児童を預かる事業です。

令和5年度に養育里親への委託を開始したところ、利用数が多くなりました。令和6年度のショートステイの実施体制は市外の4施設及び市内の養育里親3組です。平常時における量の見込みは少ないですが、緊急時に利用ができるよう、確保方策を用意しています。

【実績】

（単位：延べ人数／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 量の実績	0	0	0	62
② 箇所数	0	0	0	1

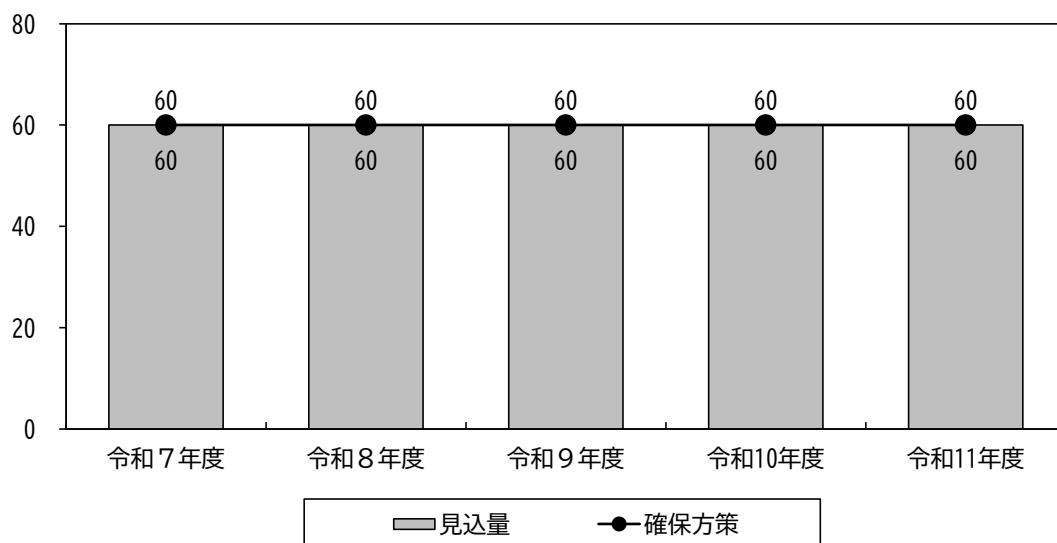
【年度別見込量】

（単位：延べ人数／年）

	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
① 量の見込み	60	60	60	60	60
② 確保方策	延べ人数/年	60	60	60	60
	箇所	8	8	8	8
② — ①	0	0	0	0	0

（延べ人数／年）

年度別見込量・確保方策の推移



【見込量算出】

令和5年度、令和6年度の利用実績を勘案して、当事業の量の見込みを算出。

2 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業を実施しています。

なお、幼稚園及び認定こども園が、文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき実施している一時預かりを預かり保育といいます。

それ以外の一時預かりは、保育所の一時預かり保育、ファミリー・サポート・センターによる一時預かりです（本市は、トワイライトステイ事業は実施していません）。

※トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

（１）幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【実績】

（単位：延べ人数／年）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
① 量の実績	4,294	5,116	2,312	6,616
② 箇所数	2	2	1	1

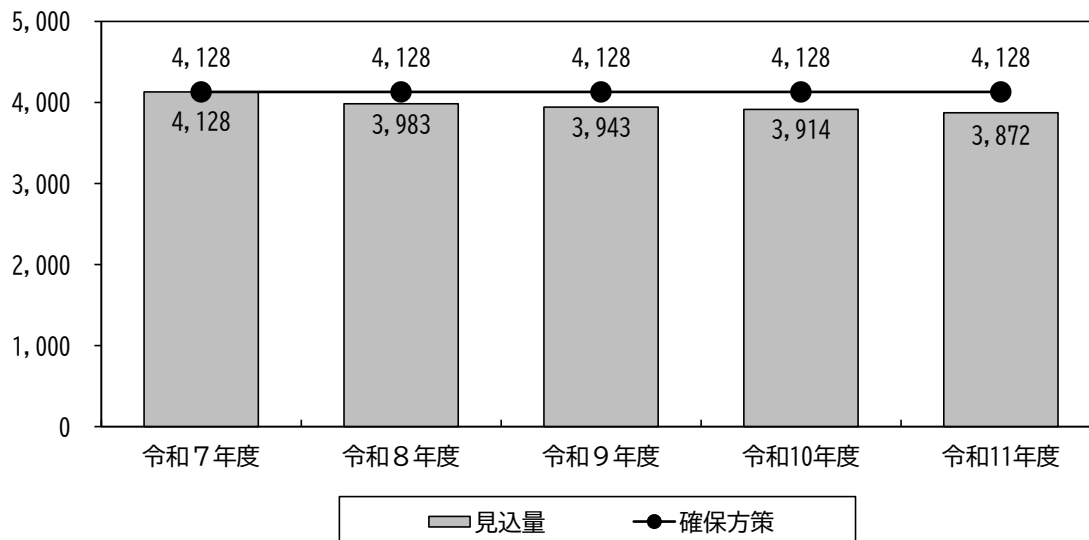
【年度別見込量】

（単位：延べ人数／年）

	令和７年度 （推計）	令和８年度 （推計）	令和９年度 （推計）	令和１０年度 （推計）	令和１１年度 （推計）
① 量の見込み	4,128	3,983	3,943	3,914	3,872
② 確保方策	延べ人数/年	4,128	4,128	4,128	4,128
	箇所	5	5	5	5
② — ①	0	145	185	214	256

（延べ人数／年）

年度別見込量・確保方策の推移



【見込量算出】

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向
<①1号認定による利用> タイプC' (フルタイム×パートタイム) タイプD (専業主婦(夫)) タイプE' (パートタイム×パートタイム) タイプF (無業×無業)	3～5歳	利用意向率×利用意向回数
<②2号認定による利用> タイプA (ひとり親家庭) タイプB (フルタイム×フルタイム) タイプC (フルタイム×パートタイム) タイプE (パートタイム×パートタイム)		

<①1号認定による利用>

○計算式

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家庭類型別児童数(人)」

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」＝「量の見込み(人日)」

○利用意向率

「1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合」×

「不定期事業を利用している幼稚園利用者の一時預かり又は幼稚園の預かり保育の利用割合」

○利用意向回数

不定期事業の利用意向のある者の平均日数

<②2号認定による利用>

○計算式

「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者の数(人)」×

「利用意向」＝「量の見込み(人日)」

○利用意向率

1.0

○利用意向回数

2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者の「就労日数」

(2) 幼稚園以外の一時預かり

【実績】

(単位：延べ人数／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 量の実績	1,339	1,127	1,493	1,209
② 箇所数	3	4	5	4

※量の実績は、ファミリー・サポート・センターによる一時預かりは含まない。

【年度別見込量】

(単位：延べ人数／年)

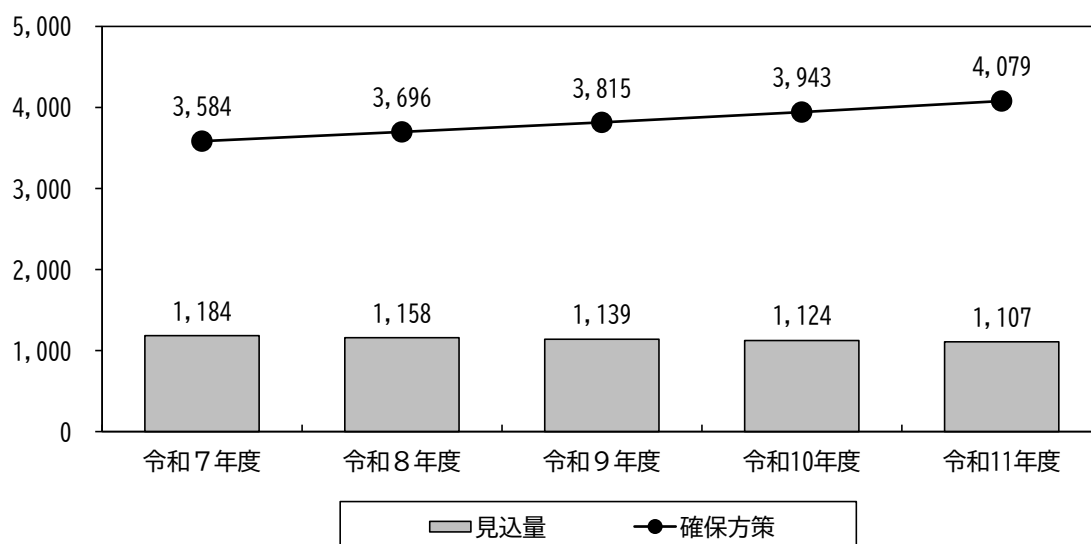
			令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
① 量の見込み			1,184	1,158	1,139	1,124	1,107
② 確保 方策	一時預かり	延べ人数/年	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		箇所	6	6	6	6	6
	ファミリー・ サポート・ センター※	延べ人数/年	1,584	1,696	1,815	1,943	2,079
		箇所	1	1	1	1	1
		協力会員数	105	112	120	129	138
② — ①			2,400	2,538	2,676	2,819	2,972

※病児・緊急対応強化事業を除く。

※ファミリー・サポート・センターの確保方策は協力会員数に、令和4年度～令和6年度の平均年間活動数（15.1回）を乗じて算出したものです。

(延べ人数／年)

年度別見込量・確保方策の推移



【見込量算出】

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向
全ての家庭類型	0～5歳	利用意向率×利用意向回数

○計算式

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」－「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）（1号認定による利用のみ）の利用意向日数」－「不定期事業の利用状況における「ベビーシッター」「その他」の利用日数」＝「量の見込み（人日）」

○利用意向率

不定期事業の利用希望のある者の割合

○利用意向回数

不定期事業の利用意向のある者の平均日数

3 延長保育事業

保育所等で保育を受けている児童について、その児童の通常の利用日時以外の日時において保育を行う事業です。保育の必要時間の2区分（保育標準時間・保育短時間）に対応して実施しています。

令和6年度現在、全園で実施しています。

【実績】

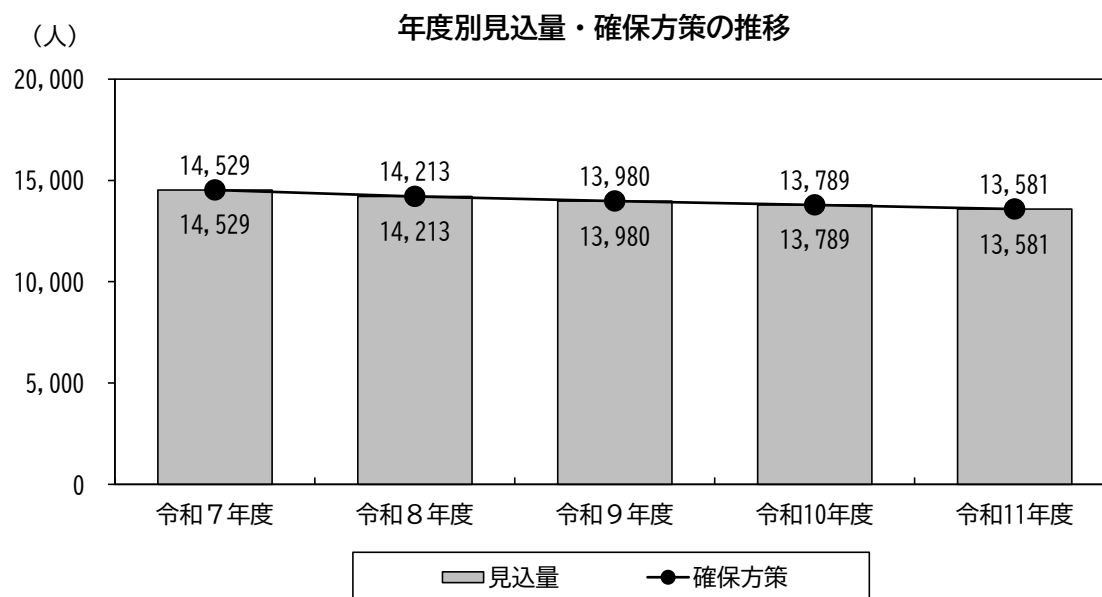
（単位：延べ人数／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 量の実績	13,716	17,965	16,997	14,762
② 箇所数	13	13	14	14

【年度別見込量】

（単位：延べ人数／年）

		令和7年度 （推計）	令和8年度 （推計）	令和9年度 （推計）	令和10年度 （推計）	令和11年度 （推計）
① 量の見込み		14,529	14,213	13,980	13,789	13,581
② 確保方策	人	14,529	14,213	13,980	13,789	13,581
	箇所	14	14	14	14	14
②－①		0	0	0	0	0



【見込量算出】

対象となる潜在家庭類型		対象年齢	利用意向率
タイプA	(ひとり親家庭)	0～5歳	今後、利用したい事業として、認可保育所から居宅訪問型保育のいずれかを選択し、かつ、利用希望時間が18時以降である者の割合
タイプB	(フルタイム×フルタイム)		
タイプC	(フルタイム×パートタイム)		
タイプE	(パートタイム×パートタイム)		

○計算式

「推計児童数 (人)」×「潜在家庭類型 (割合)」＝「家庭類型別児童数 (人)」

「家庭類型別児童数 (人)」×「利用意向率 (割合)」＝「量の見込み (人)」

4 病児・病後児保育事業

病気の回復期又は回復期に至らないが病状の急変が認められない児童について、保護者の都合等により家庭における保育や集団保育が困難な状況にあるとき、病院に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

本市では「すこやかルーム」（総合守谷第一病院）に業務を委託しています。

確保方策としては、「すこやかルーム」の定員（3人×290日）を想定しています。

【実績】

（単位：延べ人数／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 量の実績	37	98	158	240
② 箇所数	1	1	1	1

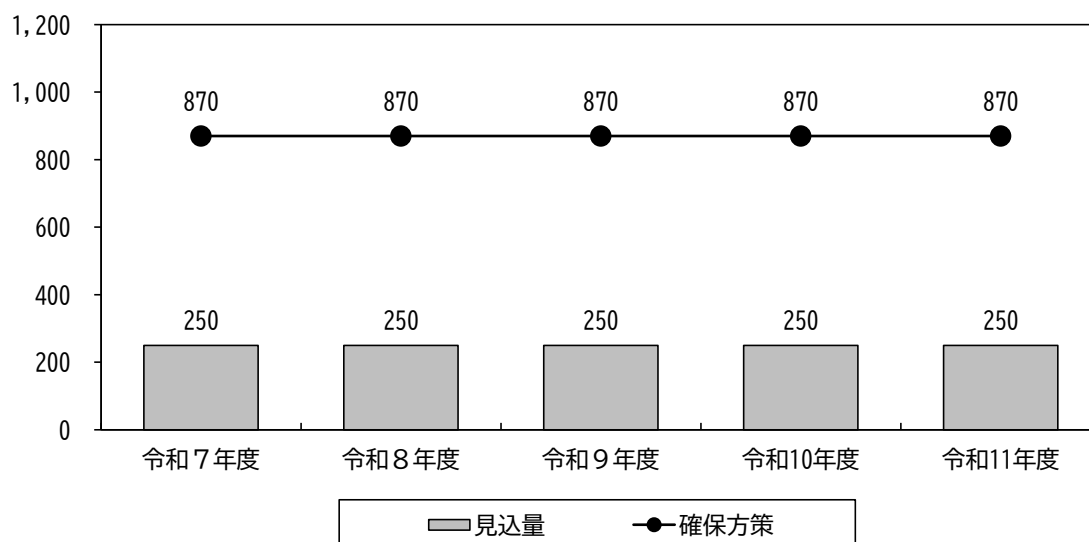
【年度別見込量】

（単位：延べ人数／年）

	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
① 量の見込み	250	250	250	250	250
② 確保方策	人	870	870	870	870
	箇所	1	1	1	1
② — ①	620	620	620	620	620

（延べ人数／年）

年度別見込量・確保方策の推移



【見込量算出】

令和6年度の利用実績及び見込みを勘案して、当事業の量の見込みを算出。

5 放課後子ども総合プラン

国が進める「新・放課後子ども総合プラン」終了に伴い、子ども家庭庁と文部科学省が発出した「放課後児童対策パッケージ」に基づき、「放課後子ども教室推進事業（子ども教室）」及び「放課後事業健全育成事業（児童クラブ）」を一体的、又は連携して実施する総合的な放課後対策であり、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を実施できる場所の拡充を図るため、教育委員会が主導して推進する事業です（教育委員会に一元化し、運営委員会及び実行委員会を設置する）。

共通プログラム実施については、子ども教室コーディネーターと児童クラブの支援員が連携してプログラムの内容、活動場所、活動時間及びボランティアの配置等を検討できるよう、随時ミーティングを行います。なお、市内小学校の余裕教室の確保が困難なため、特別教室の一次利用を促進します。

（１）放課後子ども教室推進事業

保護者の就労状況に関わらず、市内小学校在籍の児童を対象に、小学校の施設を活用し、放課後に地域住民との交流や遊び、体験、学びを通して、子どもたちに安全かつ健全な居場所を提供し、自主性や社会性を育む事業です。令和２年５月から令和６年８月まで、新型コロナウイルス感染症の影響などにより休止していましたが、令和６年９月から再開しました（対象学年は活動時間に合わせ検討）。

【実績】

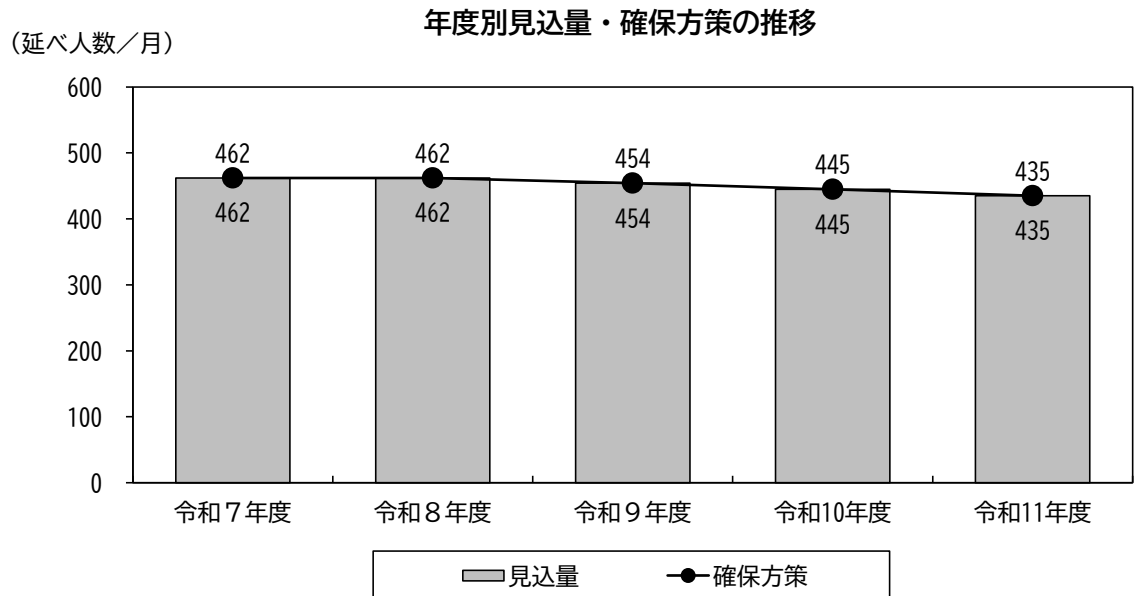
（単位：延べ人数／月）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
① 量の実績	283	0	0	0
② 箇所数	9	0	0	0

【年度別見込量】

（単位：延べ人数／月）

		令和７年度 （推計）	令和８年度 （推計）	令和９年度 （推計）	令和１０年度 （推計）	令和１１年度 （推計）
① 量の見込み		462	462	454	445	435
② 確保方策	延べ人数/月	462	462	454	445	435
	箇所 （教室数）	9（16）	9（16）	9（16）	9（16）	9（16）
② － ①		0	0	0	0	0



【見込量算出】

令和6年度の利用実績及び見込みを勘案して、当事業の量の見込みを算出。

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

就労などの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、保護者に代わって保育を行う事業です。

入所率が高い児童クラブは待機児童解消に努め、随時学校の特別教室の一次利用を促進しています。

【実績】

（単位：延べ人数／月）

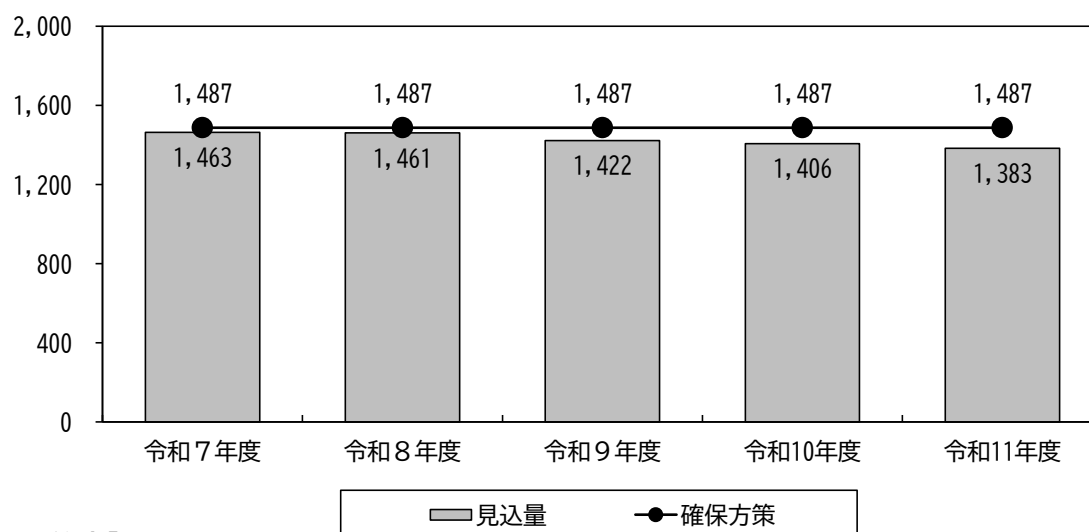
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 量の実績	1,252	1,341	1,284	1,439
小学1～3年生	869	920	926	1,009
小学4～6年生	383	421	358	430
② 箇所数	28	40	41	41

【年度別見込量】

（単位：延べ人数／月）

	令和7年度 （推計）	令和8年度 （推計）	令和9年度 （推計）	令和10年度 （推計）	令和11年度 （推計）
① 量の見込み	1,463	1,461	1,422	1,406	1,383
小学1～3年生	922	921	882	858	830
小学4～6年生	541	540	540	548	553
② 確保方策					
延べ人数/月	1,487	1,487	1,487	1,487	1,487
箇所	40	40	40	40	40
②－①	24	26	65	81	104

（延べ人数／月） 年度別見込量・確保方策の推移



【見込量算出】

令和5年度と令和6年度の利用実績を勘案して、当事業の量の見込みを算出。

第4章 その他の事業

1 ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

本市が設置するファミリー・サポート・センターが、育児の援助を受けたい者（利用会員）と、育児の援助を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。相互援助活動の例には、子どもの預かりや習い事への送迎などがあります。

協力会員数の拡大及び稼働率の向上により安定した提供数を確保するとともに、さまざまな預かりに対応するため、研修の充実による協力会員個人のスキル向上を目指します。

【実績】

（単位：延べ人数／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 量の実績	2,293	1,671	1,282	1,401
② 箇所数	1	1	1	1

【年度別見込量】

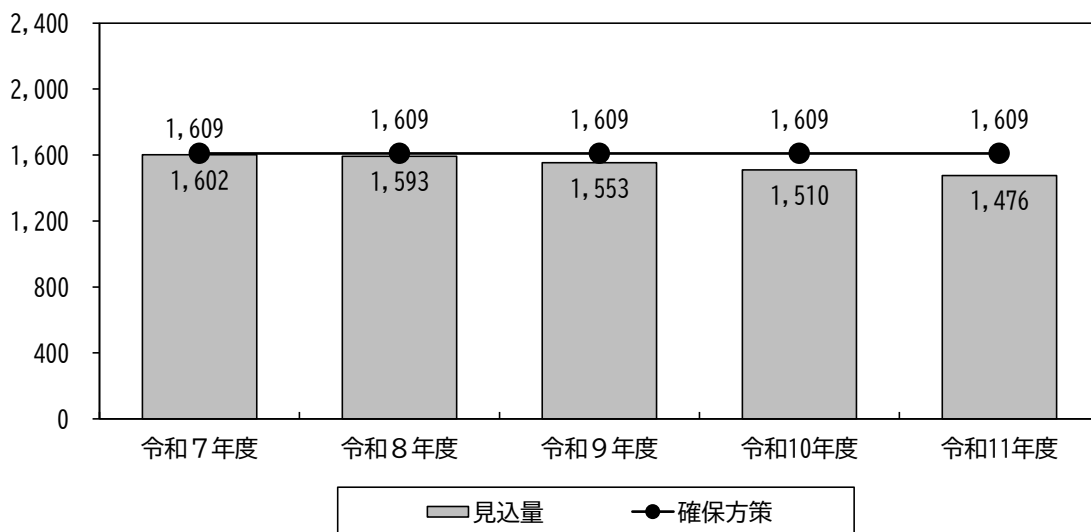
（単位：延べ人数／年）

	令和7年度 （推計）	令和8年度 （推計）	令和9年度 （推計）	令和10年度 （推計）	令和11年度 （推計）
① 量の見込み	1,602	1,593	1,553	1,510	1,476
② 確保方策	延べ人数/年	1,609	1,609	1,609	1,609
	箇所	1	1	1	1
	協力会員数	108	108	108	108
② — ①	7	16	56	99	133

※確保方策は協力会員数に、令和4年度～令和6年度の平均年間活動数（14.9回）を乗じて算出したものです。

（延べ人数／年）

年度別見込量・確保方策の推移



【見込量算出】

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向
全ての家庭類型	5歳	利用意向率×利用意向日数

○計算式

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」

○利用意向率

放課後の時間を過ごさせたい場所で、ファミサポを選択した割合

○利用意向回数

ファミサポ利用希望の平均日数

2 妊産婦一般健康診査事業

母子健康手帳交付時に「妊産婦一般健康診査受診票」を発行し、健診費用の助成を行っています（妊婦 16 回、産婦 2 回）。

茨城県内医療機関及び本市と契約している県外医療機関で助成を受けることができます。

【実績】

（単位：延べ人数／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 量の実績	7,721	7,413	7,158	7,198

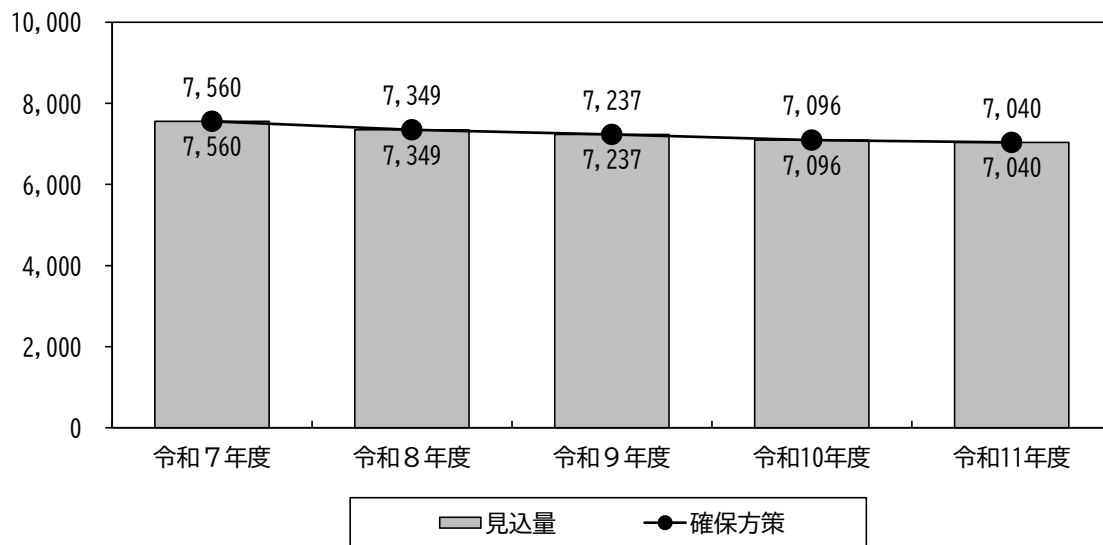
【年度別見込量】

（単位：延べ人数／年）

	令和7年度 （推計）	令和8年度 （推計）	令和9年度 （推計）	令和10年度 （推計）	令和11年度 （推計）
① 量の見込み	7,560	7,349	7,237	7,096	7,040
② 確保方策	7,560	7,349	7,237	7,096	7,040
②－①	0	0	0	0	0

（延べ人数／年）

年度別見込量・確保方策の推移



【見込量算出】

令和5年度と令和6年度の利用率を勘案して、当事業の量の見込みを算出。

3 産後ケア事業

○ショートステイ宿泊型、デイケア通所型

産後に安心して子育てができるよう、委託した医療機関等を宿泊、または、日帰りで疲労回復ケアと健康状態のチェック、授乳指導、育児相談授乳指導、育児相談などを受けることができる産後ケア事業を実施しています。

【実績】

(単位：延べ人数／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 量の実績	48	56	76	159
ショートステイ宿泊型	40	47	56	134
デイケア通所型	8	9	20	25

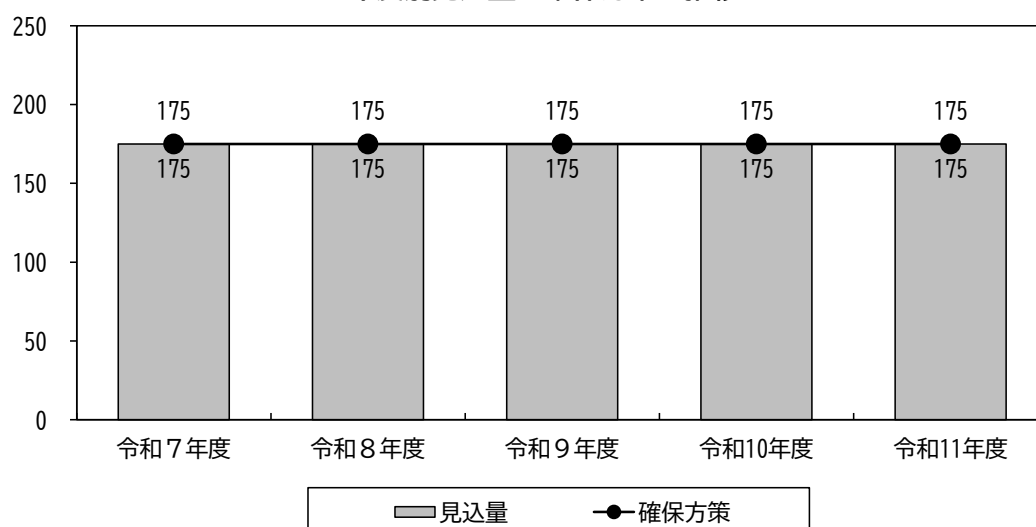
【年度別見込量】

(単位：延べ人数／年)

	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
① 量の見込み	175	175	175	175	175
ショートステイ宿泊型	135	135	135	135	135
デイケア通所型	40	40	40	40	40
② 確保方策	175	175	175	175	175
ショートステイ宿泊型	135	135	135	135	135
デイケア通所型	40	40	40	40	40
②－①	0	0	0	0	0

(延べ人数／年)

年度別見込量・確保方策の推移



【見込量算出】

令和5年度と令和6年度の利用率を勘案して、当事業の量の見込みを算出。

○訪問型

産後に安心して子育てができるよう、助産師などが自宅に訪問して疲労回復ケアと健康状態のチェック、授乳指導、育児相談授乳指導、育児相談などを受けることができる産後ケア事業を実施しています。

【実績】

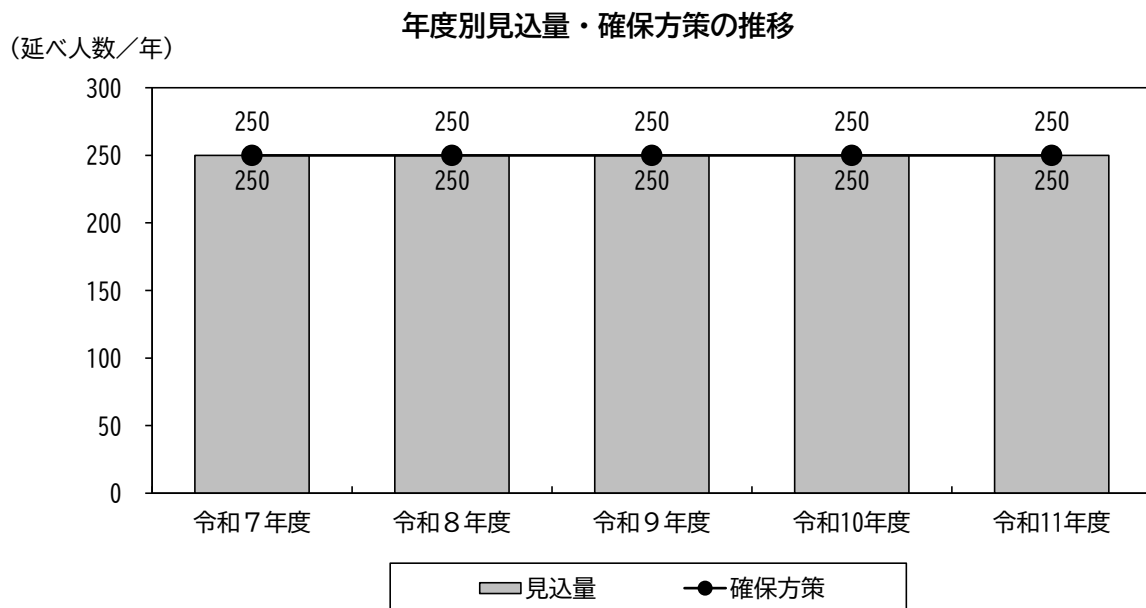
(単位：延べ人数／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 量の実績	0	59	59	222

【年度別見込み】

(単位：延べ人数／年)

	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
① 量の見込み	250	250	250	250	250
② 確保方策	250	250	250	250	250
②－①	0	0	0	0	0



【見込み算出】

令和5年度と令和6年度の利用率を勘案して、当事業の量の見込みを算出。

4 親子関係形成支援事業

児童との関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施しています。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等支援事業を実施しています。

【実績】

(単位：実人数／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 量の実績	11	21	19	17
赤ちゃんがきた！親子の絆ブログ	0	0	0	0
もりっ子！ペアレントトレーニング	4	6	6	6
どならない子育て練習法	7	15	13	11

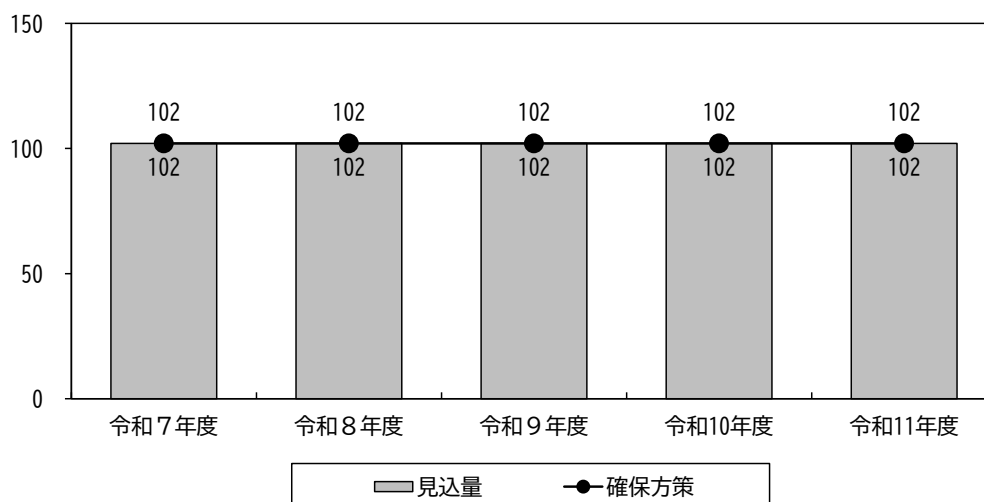
【年度別見込量】

(単位：実人数／年)

	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
① 量の見込み	102	102	102	102	102
赤ちゃんがきた！親子の絆ブログ	80	80	80	80	80
もりっ子！ペアレントトレーニング	6	6	6	6	6
どならない子育て練習法	16	16	16	16	16
② 確保方策	102	102	102	102	102
赤ちゃんがきた！親子の絆ブログ	80	80	80	80	80
もりっ子！ペアレントトレーニング	6	6	6	6	6
どならない子育て練習法	16	16	16	16	16
② — ①	0	0	0	0	0

(実人数／年)

年度別見込量・確保方策の推移



【見込量算出】

令和6年度の実施状況を勘案して、当事業の量の見込みを算出。

5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

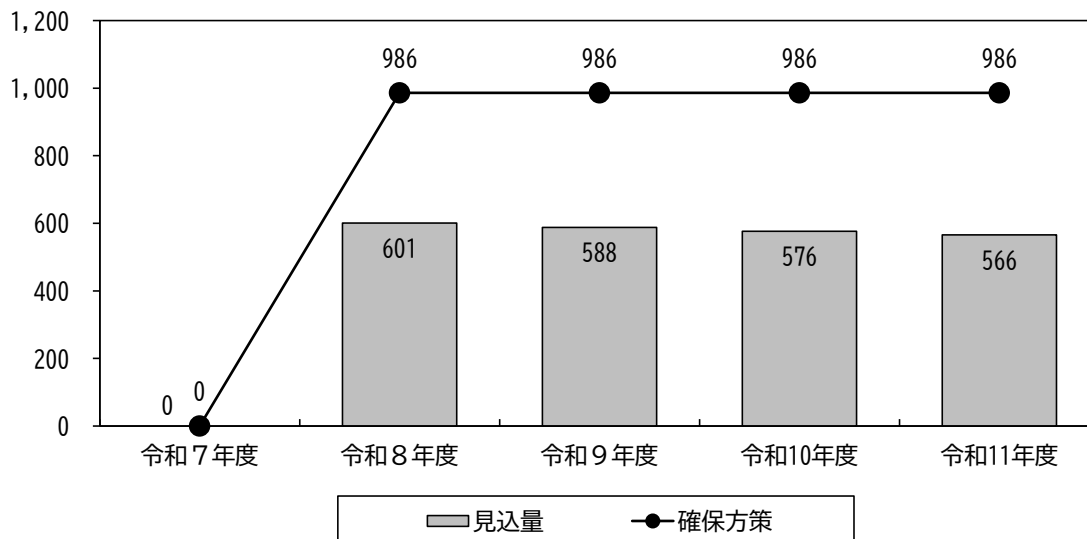
こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会や孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減のため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を令和8年度より実施いたします。

【年度別見込量】

（単位：延べ時間／月）

	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
① 量の見込み	—	601	588	576	566
② 確保方策	—	986	986	986	986
② — ①	—	385	398	410	420

（延べ時間／月） 年度別見込量・確保方策の推移



【見込量算出】

対象年齢：0歳6か月から満3歳未満児童数 × ニーズ調査の利用希望割合（45%）

【確保方策算出】

計算式：1日当たりの受入枠数×月22日

6 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所・幼稚園などに通う子どもの保護者が支払う食事の提供に要する費用及び日用品・文房具・教材費・行事への参加費用などの一部を補助することで、保護者の経済的な負担軽減を図る事業です。

保護者の世帯所得状況などを勘案しながら、適切な支援に努めていきます。

【対象となる世帯】

- ・新制度移行園（保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等）に通う生活保護世帯等
- ・新制度未移行幼稚園に通う年収 360 万円未満相当世帯等

7 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育施設の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を促進するため、事業開始前における事業実施等に関する相談・助言など、必要な支援を行っていきます。

8 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とした事業です。

守谷市では令和5年度から事業を開始しており、母子手帳交付時の助産師面談、生後2か月児とその保護者の面談交流会「ハローベビー」を実施しています。引き続き妊婦や子育て家庭に寄り添って支援していきます。

9 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

今後、状況に応じて事業の実施を検討していきます。

第 6 部 計画の推進体制

第1章 計画の推進体制

1 計画の推進

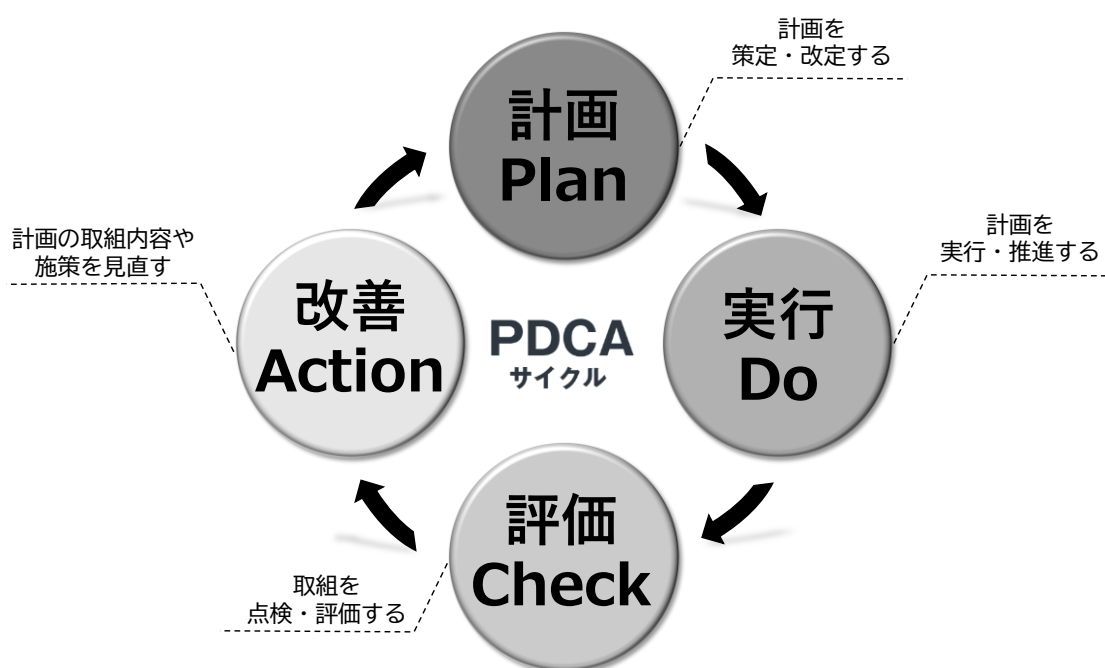
本計画では、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進に当たって、保育・教育事業に対する市民のニーズに応えていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化を含む質の向上の実現を目指していきます。

このため、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、幼稚園、認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、市民やNPO、地域団体などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

2 計画の進行管理

本計画は、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、PDCAサイクルに基づいて推進します。

そのため、毎年度、「守谷市保健福祉審議会」へ事業の進捗状況を報告し、その検証に基づき必要に応じ改善や見直しなどの措置を講じていきます。その取組については市ホームページ等を通じて公表します。



付属資料

1 守谷市保健福祉審議会委員名簿

令和7年3月31日現在

NO.	区分	氏 名	役 職
1	保健団体代表	奥 田 典 子	守谷市母子保健推進員会会員
2		川 名 敏 子	守谷市食生活改善推進員協議会会員
3	福祉団体代表	樋 口 幸 恵	守谷市障がい児父母の会（ぽかぽかの会）会員
4		小 田 佳 史	守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会会長
5		小 川 正 男	守谷市シニアクラブ連合会会員 （御所ヶ丘友の会会長）
6		玉 置 純 子	守谷市ボランティア協会会員
7		寺 田 弘	社会福祉法人守谷市社会福祉協議会監事
8	市民生委員児童委員 協議会代表	鎌 田 智 子	守谷市民生委員児童委員連合協議会会長
9	福祉施設代表	田 中 朋 知	特別養護老人ホームやまゆりの郷施設長
10		新 田 友美恵	社会福祉法人筑桜会 さくら荘
11		松 山 圭一郎	まつやま保育園園長
12	私立幼稚園連合会代表	山 本 寿 恵	認定こども園もりや幼保園園長
13	PTA 連絡協議会代表	青 木 一 央	大野小学校
14	子育て支援団体代表	大 川 絵梨子	子育てサークルわかば会員
15	学識経験者	竹 内 公 一	R5 まで千葉大学病院医師 R6 から松戸保健所副技監
16		塩 澤 史 隆	カリオクリニック院長
17		橋 爪 祐 美	筑波大学医学医療系准教授
18		奈 幡 正	守谷市小中学校長会会長（黒内小学校校長）
19		石 塚 浩 子	元市職員（保育士）
20	市の住民	石 井 繁 雄	一般公募
21		吉 田 篤 子	一般公募
22		横 山 穂	一般公募
23	行政機関代表	市 村 明 夫	県南県民センター県民福祉課 地域福祉室長
24		川 田 千 明	竜ヶ崎保健所 地域保健推進室長

2 守谷市保健福祉審議会子ども・子育て分科会委員名簿

令和7年3月31日現在

NO.	区分	氏 名	役 職
1	保健団体代表	奥 田 典 子	守谷市母子保健推進員会会員
2	福祉施設代表	松山 圭一郎	まつやま保育園園長
3	私立幼稚園連合会代表	山 本 寿 恵	認定こども園もりや幼保園園長
4	子育て支援団体代表	大川 絵梨子	子育てサークルわかば会員
5	学識経験者	奈 幡 正	守谷市小中学校長会会長（黒内小学校校長）
6		石 塚 浩 子	元市職員（保育士）

3 守谷市子ども・子育て支援事業計画策定経過

日 付	内 容
令和5年10月5日	令和5年度第1回子ども・子育て分科会（計画策定スケジュールの報告）
令和5年10月18日	令和5年度第2回保健福祉審議会（計画策定スケジュールの報告）
令和6年1月15日	令和5年度第2回子ども・子育て分科会（ニーズ調査設問案の提示）
令和6年1月24日	令和5年度第3回保健福祉審議会（ニーズ調査設問案の提示）
令和6年3月6日 ～22日	第3期守谷市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査
令和6年5月15日	令和6年度第1回保健福祉審議会（ニーズ調査の結果報告）
令和6年9月17日	令和6年度第1回子ども・子育て分科会（計画素案の提示）
令和6年10月16日	令和6年度第2回保健福祉審議会（計画・素案の提示）
令和6年12月12日 ～令和7年1月14日	計画案のパブリック・コメントの実施
令和7年2月19日	令和6年度第2回子ども・子育て分科会 （パブリック・コメントの結果及び対応の報告）
令和7年3月10日	令和6年度第4回保健福祉審議会 （パブリック・コメントの結果及び対応の報告、諮問・答申）
令和7年3月31日	事業計画決定

4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）

基本指針とは

- 子ども・子育て支援の意義、制度に関する基本的事項、地方自治体の事業計画の作成に関する事項、関連施策との連携等を定めたものです。
- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を策定します。
- 基本指針を定め、または変更しようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととなっています。

基本方針の記載内容は次のとおりです。

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 二 子どもの育ちに関する理念
- 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

第二 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

- 一 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方
- 二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

- 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
- 四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項
- 五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項
- 六 その他

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

5 用語集

－英字－

■SDGs（エスディージーズ）持続可能な開発目標

Sustainable Development Goals の略称で、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

■M字曲線

女性の年齢別就業率をみると、結婚出産期にあたる 20 歳代後半から 30 歳代にかけて一時低下し、その後上昇し、グラフを描くとM字になることからこう呼ばれている。

－あ行－

■育児休業

育児・介護休業法に規定される、子どもが生まれた後、1 年間（両親ともに育児休業を取得した場合は 1 歳 2 か月。保育所に預けられないなどの事業がある場合は最長 1 年半。）子の養育のために勤務を休業することができる制度。

－か行－

■家庭的保育

主に 3 歳未満の乳幼児を対象とし、家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他の場所において、利用定員 5 人（補助者ありの場合）以下の保育を行う事業のこと。

■居宅訪問型保育

主に 3 歳未満の乳幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業のこと。

■合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設等で預かる事業。

■こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。(令和六年法律第六十八号)

■子ども・子育て関連3法

①「子ども・子育て支援法」

②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」 (認定こども園法の一部改正)

③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)

■子ども・子育て支援法

すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする、新たな施設型給付・地域型保育給付の創設、必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築、地域のこども・子育て支援の充実に関する法。
(平成二十四年法律第 六十五号)

■こども大綱

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。

■こどもまんなか社会

こどもや若者が見ているものを大切に、こどもたちにとっての一番は何なのかを考え、こどもたちの意見がきちんと生かされた “まちづくり”を進めること。

ーさ行ー

■児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法。(昭和二十二年法律第百六十四号)

■児童養護施設

児童福祉法第 41 条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。

ーた行ー

■待機児童

保育所入所申込みをしているが、入所できない児童（保留児童）のうち、保護者が求職活動休止中の場合や、特定の保育所等のみを希望している場合などを除いた児童のこと。

■地域型保育事業

子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。

■地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。

■地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に規定される、以下の19事業のこと。

①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）、⑪放課後児童健全育成事業、⑫産後ケア、⑬乳児等通園支援事業、⑭実費徴収に伴う補足給付事業、⑮多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、⑯妊婦等包括相談支援事業、⑰子育て世帯訪問支援事業、⑱児童育成支援拠点事業、⑲親子関係形成支援事業

■特定教育・保育施設

県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付の対象となった施設。

■トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間や休日に不在となり、一時的に養育が困難になった場合児童養護施設等で保護し生活指導や食事の提供をする事業。

ーな行ー

■乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。

■認可

行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。

ーは行ー

■ファミリー・サポート・センター事業

仕事と育児の両立等の為、育児支援・家事支援を必要とする方が、育児支援・家事支援を提供できる方から子育て支援を受ける事業。

■病児・病後児保育事業

児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービス。

■保育ニーズ

保護者が、保育時間や保育日、入所などについて、行政機関か保育所に対して求める要望のこと。

■放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

ーや行ー

■養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

■幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのこども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもの利用料が無料となること。

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う一時預かり事業。

■要保護児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認める児童のこと。

ーら行ー

■利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。

■療育

医療・治療の「療」と、養育・保育の「育」を合体した造語で、発達に何らかの偏りや心配のある子どもが、基本的な生活習慣や社会性の基礎を身に付けることを目的として行われる支援のこと。

■量の見込み

ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

第3期 守谷市子ども・子育て支援事業計画

発 行 令和7年3月 茨城県守谷市
企画・編集 守谷市役所 こども未来部 すくすく保育課
住 所 〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の1
T E L (0297) 45-1111 (代表)
F A X (0297) 45-6527
<https://www.city.moriya.ibaraki.jp>
